

令和3年度版

鴻巣市の男女共同参画推進状況

(年次報告書)

令和4年3月

鴻 巣 市

令和3年度版 鴻巣市の男女共同参画推進状況（年次報告書）について

この年次報告書は、鴻巣市男女共同参画推進条例（平成24年3月10日施行）に基づき、本市の男女共同参画推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成したもので、第1部・第2部構成からなる報告書です。

第1部は、各種統計・調査等資料を基に男女共同参画の推進状況についてまとめています。

第2部では、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、令和2年度における「このす男女共同参画プラン」の取組状況を記載しています。

目 次

第1部 鴻巣市の男女共同参画の推進状況

1 鴻巣市の概況.....	1
2 女性を取り巻く状況.....	2
(1) 人口	
① 人口及び女性の割合の推移.....	2
② 男女別年齢（5歳階級）別人口.....	2
③ 年齢（3区分）別人口割合の推移.....	3
(2) 世帯数	
① 世帯の家族類型別割合の推移.....	4
② ひとり親世帯数の推移.....	4
(3) 進学	
① 高校進学.....	5
② 大学・短期大学・専門学校への進学.....	5
(4) 就業	
① 女性労働力人口・労働力率の推移.....	6
② 年齢別女性労働力率.....	6
③ 産業別女性就業者割合の推移.....	7
(5) 社会活動	
① 審議会等における女性委員の登用状況.....	8
② 自治会長、PTA会長における女性役員の状況.....	8
③ 市役所における女性役付職員の在職状況.....	9
3 「男女共同参画に関する意識・実態調査」等の結果	
(1) 男女平等の実現について.....	10
(2) 固定的な役割分担意識について.....	11
(3) ポジティブ・アクションの考え方.....	12
(4) 地域活動における男女の協力.....	13
(5) 市の施策への女性の意見や考え方の反映.....	14
(6) 男女共同参画の実現のために市が力を入れること.....	15

第2部 鴻巣市の男女共同参画施策の実施状況

1 こうのす男女共同プランの推進	
(1) 計画の期間.....	16
(2) 計画の概要.....	16
(3) 施策の体系.....	17
2 「こうのす男女共同プラン」の事業の推進状況	
(1) 総評.....	18
I 男女共同参画を推進するための意識づくり.....	18
II 職場・家庭における男女共同参画の推進体制づくり.....	18
III 男女共同参画のまちづくり.....	19

IV 男女共同参画をすすめる体制づくり	19
(2) 事業実施状況	20
基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進するための意識づくり	
基本課題1 男女共同参画の視点に立った教育・啓発の推進	
① 家庭における男女平等の教育・啓発の推進	20
② 学校における男女平等の教育・啓発の推進	20
③ 地域における男女共同参画学習の促進	21
基本課題2 男女共同参画への意識改革と実践	
① ジェンダーにとらわれない意識の啓発	21
② 男女共同参画を阻害する制度の見直し	22
③ 男女共同参画を阻害する慣行の見直し	22
基本課題3 男女の人権の尊重	
① メディアにおける女性の人権の尊重	22
② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康/権利)の普及と啓発	23
③ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの 防止対策の推進	24
④ LGBTを含む性の多様性の尊重	24
基本課題4 配偶者等からの暴力の根絶	
① 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発	24
② 若年者に対する予防啓発	25
③ 被害者のための相談体制・支援体制の充実	25
基本目標Ⅱ 職場・家庭における男女共同参画の推進体制づくり	
基本課題5 働く場における男女共同参画の推進	
① 均等な雇用環境の整備	25
② ワーク・ライフ・バランスの推進	26
③ 自営業における経営への男女共同参画の促進	26
④ 女性の就労のための支援	26
基本課題6 家庭生活における男女共同参画の推進	
① 男女が共に参画する家庭づくり	27
② 男性の家事・育児・介護への支援	27
基本課題7 子育てと介護の支援	
① 母子健康事業の推進	28
② 社会全体で支援する子育ての推進	28
③ 介護の支援	29
基本課題8 困難を抱える方(貧困・高齢・障がい等)への支援	
① 高齢者への支援	29
② 障がい者への支援	29
③ ひとり親家庭の支援	29

基本目標Ⅲ 男女共同参画のまちづくり	
基本課題9 意思決定への男女共同参画の推進	
① 市政への男女共同参画の推進.....	30
② 地域活動の方針決定における男女共同参画の促進.....	30
③ 男女共同参画を推進する人材の育成・交流の促進.....	31
基本課題10 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進	
① 男女が共に参画する地域活動の推進.....	32
② 災害分野における女性の参画の拡大.....	33
基本課題11 国際理解の推進	
① 国際交流の推進と外国人に対する支援.....	34
② 国際社会の情報収集・提供	34
基本目標Ⅳ 男女共同参画をすすめる体制づくり	
基本課題12 推進体制の整備	
① 総合的な推進体制の整備.....	35
② 市民・事業者・民間団体との連携.....	35
③ 計画の進行管理体制の整備.....	35
資料編	
鴻巣市男女共同参画推進条例.....	36
男女共同参画都市宣言.....	39

第1部 鴻巣市の男女共同参画の推進状況

1 鴻巣市の概況

令和2年の本市の人口は、県全体の人口の約1.59%を占めています。これを「1」として本市の各指標をみると、出生者数は0.89と低いものの、65歳以上人口は1.14、65歳以上の高齢者を含む世帯は1.12とやや高くなっています。

令和3年の面積の指標は1.12とやや高く、令和2年の住宅着工戸数は0.98と平均的です。

令和2年の総農家数は2.22で2倍強と高く、工業における令和2年の製造業事業所数は0.86と低いです。従業員数1.06、出荷額等1.06で平均的になっています。商業における平成28年の小売業事業所数は1.12と高いですが、小売事業所従業員数及び年間商品販売額はやや低くなっています。また、卸売業事業所数は0.89、卸売業事業所従業員数は0.85ですが、年間商品販売額は0.50と非常に低くなっています。

医療における令和元年の病院・診療所数は1.00ですが、病床数は0.81と低くなっており、平成30年の医師数においては0.52と非常に低くなっています。

県に占める位置

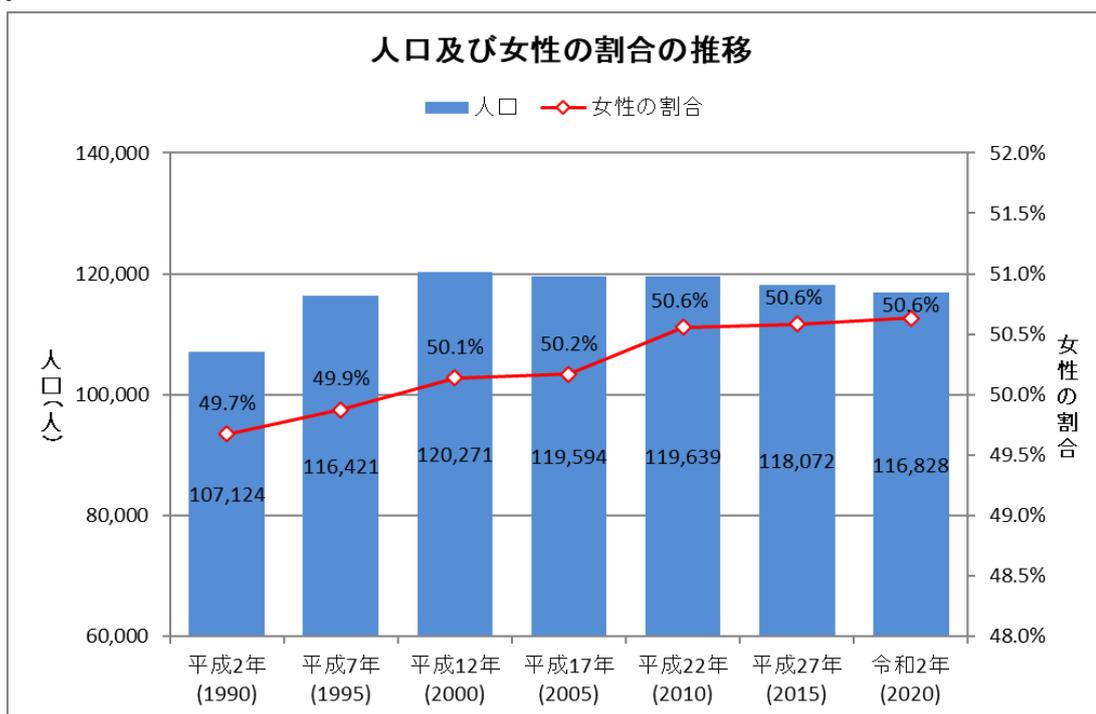
項目		埼玉県	鴻巣市	県に対する割合	指標
人口	総人口 国勢調査 (人) (令和2)	7,344,765	116,828	1.59%	1
	出生者数 人口動態 (人) (令和2)	47,327	667	1.41%	0.89
	65歳以上人口 国勢調査 (人) (令和2)	1,934,994	34,993	1.81%	1.14
	女性就業者数 国勢調査 (人) (平成27)	1,463,758	24,128	1.65%	1.04
世帯	一般世帯 国勢調査 (世帯) (令和2)	3,157,627	47,443	1.50%	0.94
	65歳以上のいる世帯 国勢調査 (世帯) (令和2)	1,115,047	19,953	1.79%	1.12
	核家族世帯 国勢調査 (世帯) (令和2)	1,849,525	31,214	1.69%	1.06
土地	面積 国土地理院 (K㎡) (令和3)	3,797.75	67.44	1.78%	1.12
住宅	着工新設住宅戸数 (戸) (令和2)	48,039	752	1.57%	0.98
農業	総農家数 (戸) (令和2)	46,463	1,644	3.54%	2.22
工業	製造業事業所数 (令和2)	10,490	143	1.36%	0.86
	従業員数 (人) (令和2)	389,487	6,592	1.69%	1.06
	出荷額等 (100万円) (令和2)	13,758,165	231,263	1.68%	1.06
商業	小売業事業所数 (平成28)	34,896	619	1.77%	1.12
	小売事業所従業員数 (人) (平成28)	329,181	5,075	1.54%	0.97
	年間商品販売額 (100万円) (平成28)	6,871,613	100,862	1.47%	0.92
	卸売業事業所数 (平成28)	10,649	151	1.42%	0.89
	卸売業事業所従業員数 (人) (平成28)	104,840	1,419	1.35%	0.85
	年間商品販売額 (100万円) (平成28)	10,037,397	79,491	0.79%	0.50
医療	病院・診療所数 (令和元)	8,278	132	1.59%	1.00
	病床 (令和元)	62,753	810	1.29%	0.81
	医師数 (人) (平成30)	12,928	107	0.83%	0.52

2 女性を取り巻く状況

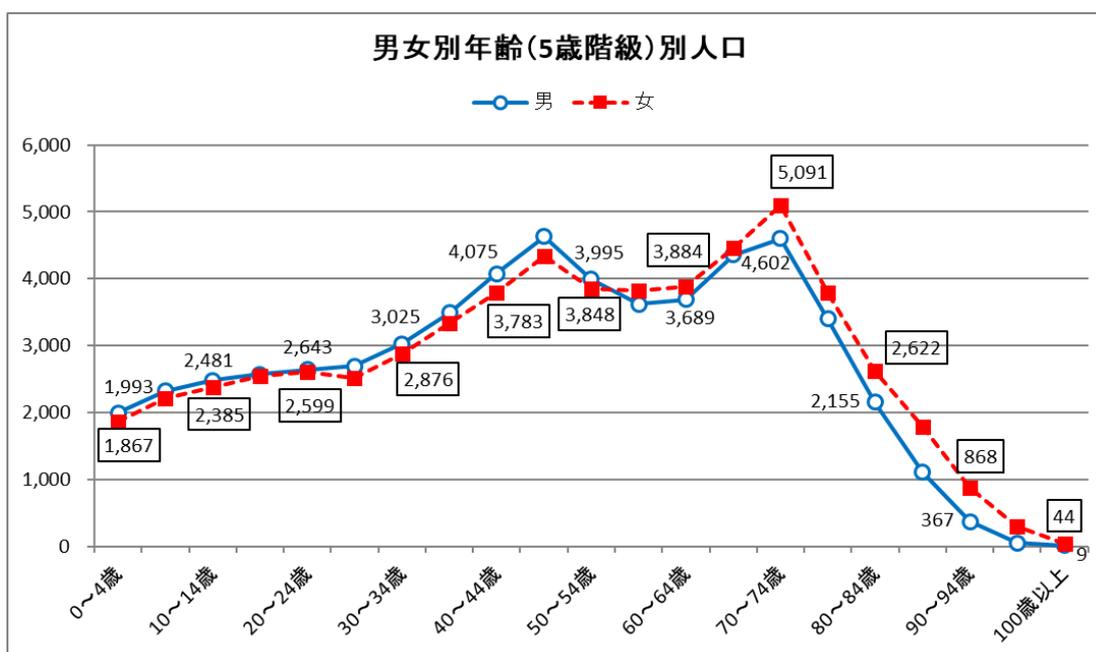
(1) 人口

本市の総人口は令和2(2020)年10月1日現在で116,828人です。平成2(1990)年の107,124人からの推移をみると、平成12(2000)年まで増加傾向が続いていますが、平成12年をピークに減少傾向となっています。令和2年の人口に占める女性の割合は50.6%で平成2年の国勢調査から0.9ポイント上昇しています。

令和2年の男女別年齢別人口をみると、0～4歳から50～54歳の各区分においては男性が女性を上回っていますが、55～59歳の区分で逆転し、それ以上の区分では女性が男性を上回っています。



資料：令和2年国勢調査

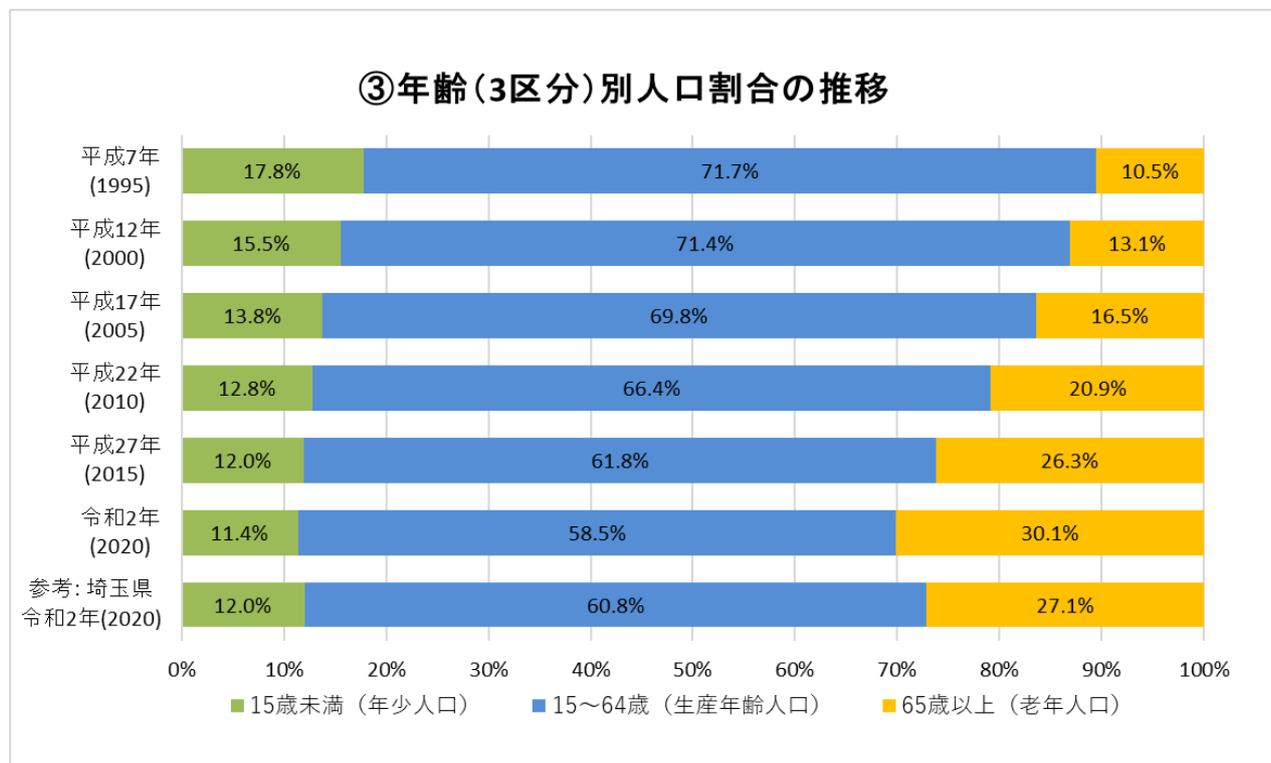


※囲み数字が各区分における女性の人口を表す。

資料：令和2年国勢調査

また、令和2年の年齢別人口構成比は年少人口(0～14歳)が11.4%(13,254人)、生産年齢人口(15～64歳)が58.5%(67,954人)、老年人口(65歳以上)が30.1%(34,993人)です。

平成7(1995)年からの推移をみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)の割合が低下し、老年人口(65歳以上)の割合が上昇しています。県の年齢別人口構成比と比較すると、老年人口の割合が少し高い傾向です。

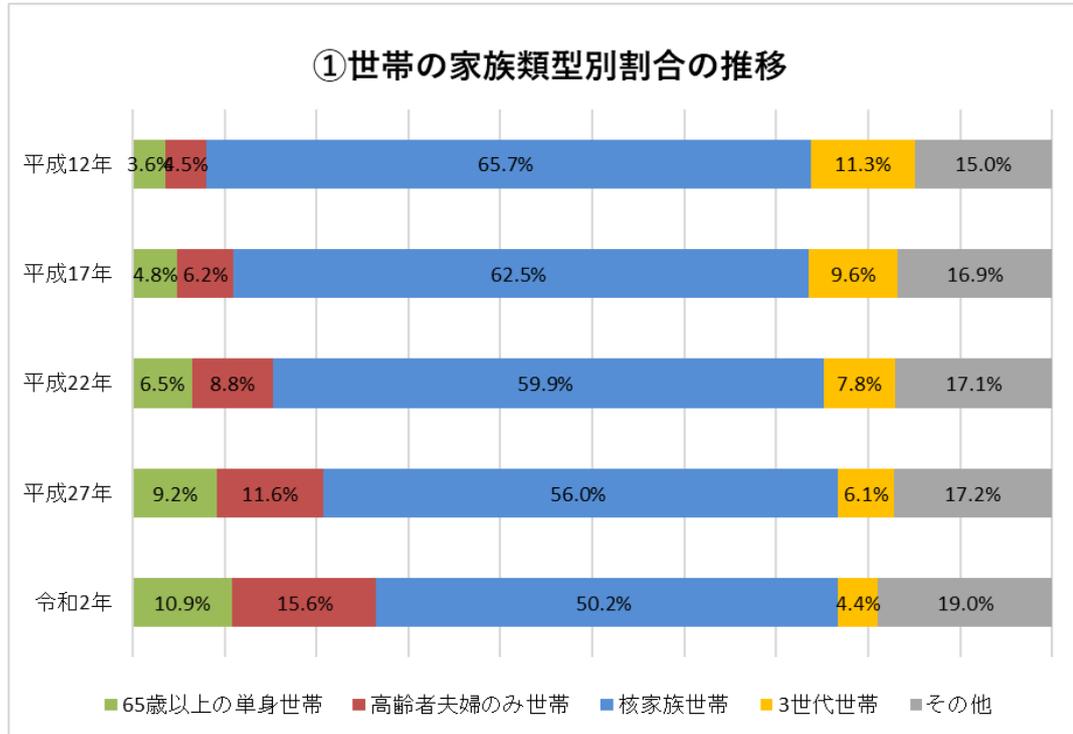


資料：令和2年国勢調査

(2) 世帯数

平成 27(2015)年の世帯の家族類型別割合は、核家族世帯(高齢者夫婦のみ世帯を除く)が 56.0%(30,400 世帯)、高齢者夫婦のみ世帯は、11.6%(5,214 世帯)、65 歳以上の単身世帯が 9.2%(4,119 世帯)、3 世代世帯が 6.1%(2,725 世帯)となっており、3 世代世帯が減少し高齢者のみの世帯の増加がうかがえます。

平成 12(2000)年と比較すると、65 歳以上の単身世帯の割合が 5.6 ポイント増、高齢者夫婦のみ世帯の割合が 7.1 ポイント増と、15 年間で大幅に増加しています。



- ※ 高齢者夫婦のみ世帯…夫及び妻の両方が 65 歳以上の夫婦のみ世帯
 核家族…高齢者夫婦のみ世帯を除く核家族
 3 世代世帯…三つ以上の直系世代が同居している世帯
 ※ 平成 12 年の数値は、合併前の鴻巣市、吹上町、川里町の合計
- 資料：平成 27 年国勢調査

令和 2 (2020)年の母子世帯は、606 世帯(一般世帯に占める割合 1.3%)、父子世帯は 89 世帯(同 0.2%)です。

② ひとり親世帯数の推移

(単位：世帯、%)

	一般世帯	うち母子世帯	一般世帯に占める割合	うち父子世帯	一般世帯に占める割合
平成 12 年(2000)	38,861	359	0.9%	74	0.2%
平成 17 年(2005)	41,046	465	1.1%	93	0.2%
平成 22 年(2010)	43,326	565	1.3%	89	0.2%
平成 27 年(2015)	44,996	502	1.1%	63	0.1%
令和 2 年(2020)	47,443	606	1.3%	89	0.2%

※ H12 年は、合併前の旧市町の合算

資料：令和 2 年国勢調査

(3) 進学

① 高校進学

令和2(2020)年の中学校卒業後の高校進学率は、男性が99.2%、女性は99.8%でした。男性も女性も9割以上と、高い進学率を維持しており、特に女性の進学率が上がっています。

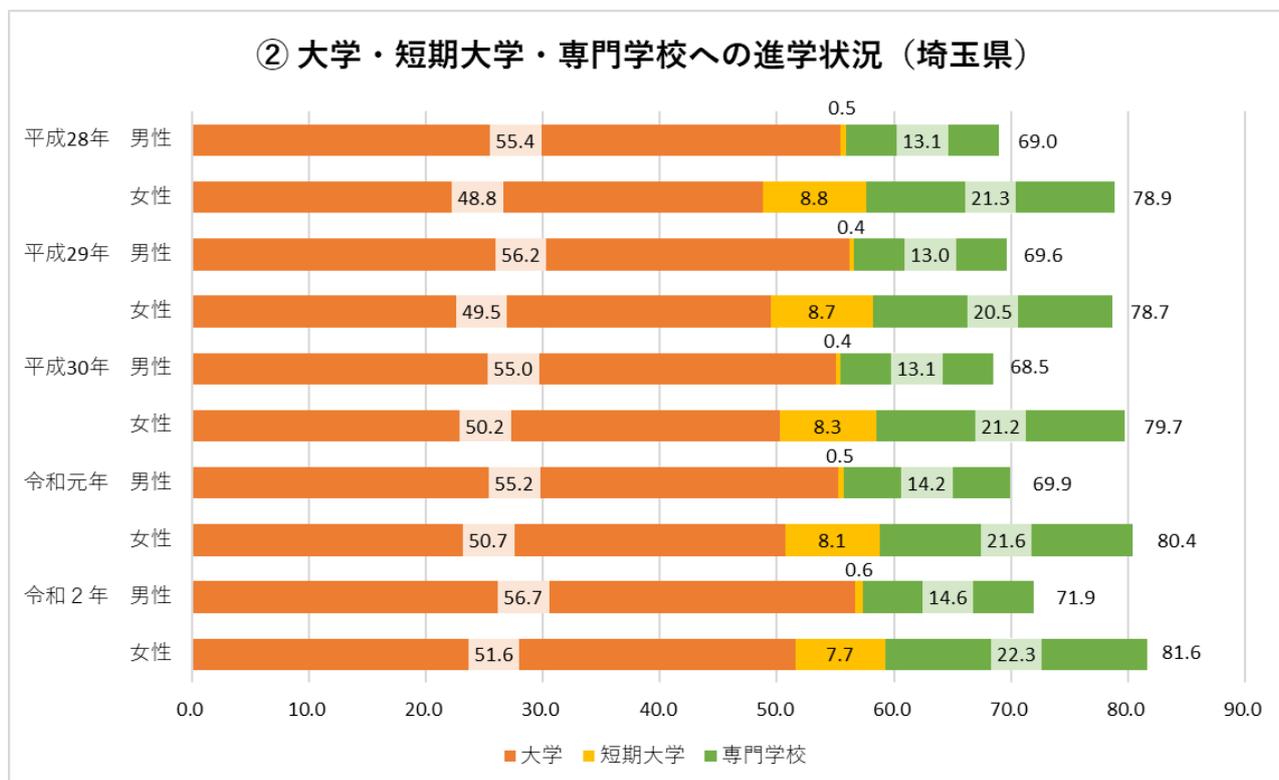
① 男女別高校への進学率の推移

	中学卒業生数(各年3月)		高等学校進学者数		進学率	
	総数(男)	総数(女)	総数(男)	総数(女)	総数(男)	総数(女)
平成28年	513	528	511	525	99.6%	99.4%
平成29年	526	506	523	502	99.4%	99.2%
平成30年	496	492	493	489	99.4%	99.4%
令和元年	501	477	497	472	99.2%	99.0%
令和2年	491	479	487	478	99.2%	99.8%

資料：学校基本調査

② 大学・短期大学・専門学校への進学

埼玉県内の高校の大学・短期大学・専門学校への進学状況をみると、令和2(2020)年の大学・短期大学・専門学校を合わせた進学率は、男性は71.9%、女性は81.6%でした。



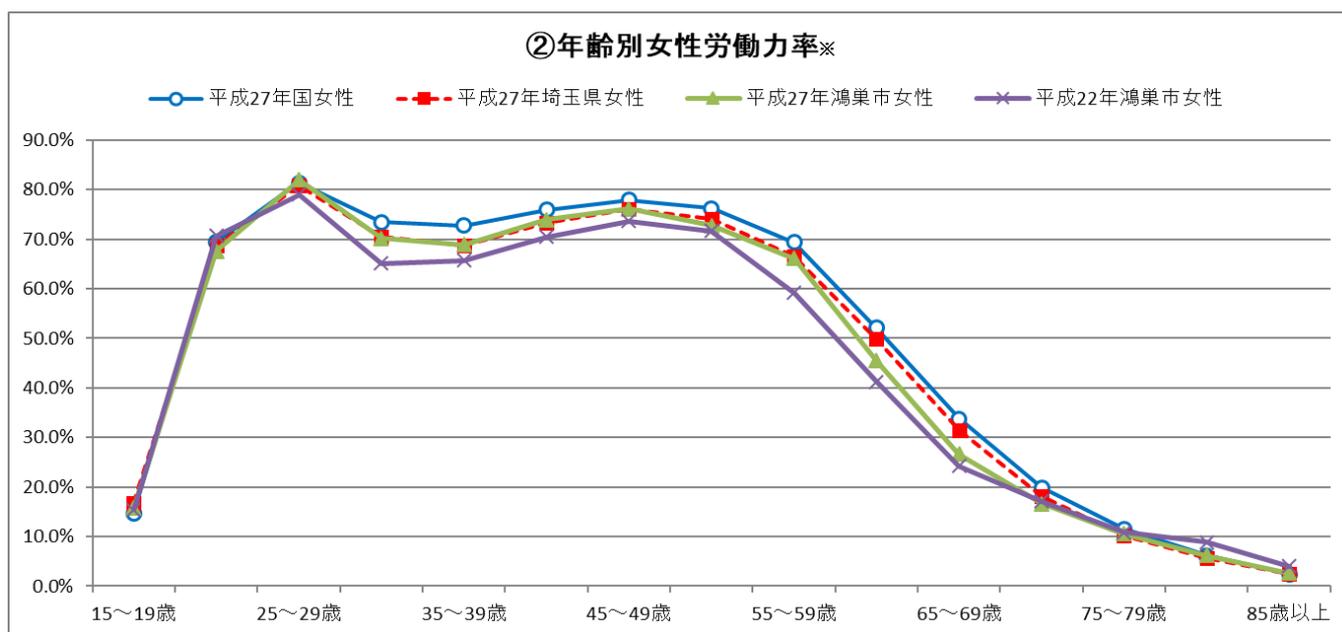
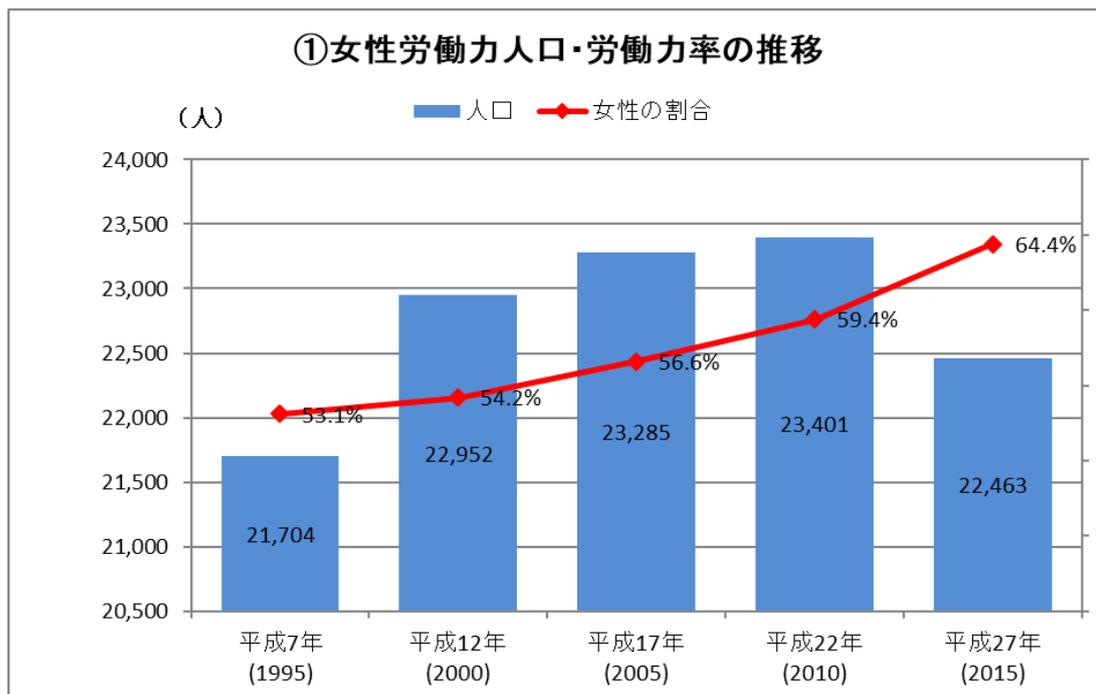
資料：学校基本調査

(4) 就業

平成27(2015)年の本市の女性労働力人口※¹（15～64歳）は22,463人、労働力率※²（15～64歳）は64.4%です。平成12(2000)年からみると、労働力人口は減少しましたが、労働力率は上昇が続いています。

平成27(2015)年の年齢別の女性労働力率*は25～29歳の層と45～49歳の層を2つの頂点として、M字カーブを描いているものの、以前よりもカーブはやや浅くなっており、M字の底となる年齢の層も上昇しています。

女性の労働力率は、平成22(2010)年と比較すると、25～69歳までの年齢層では高くなっています。国・県と比べると全体的に同じか低くなっています。



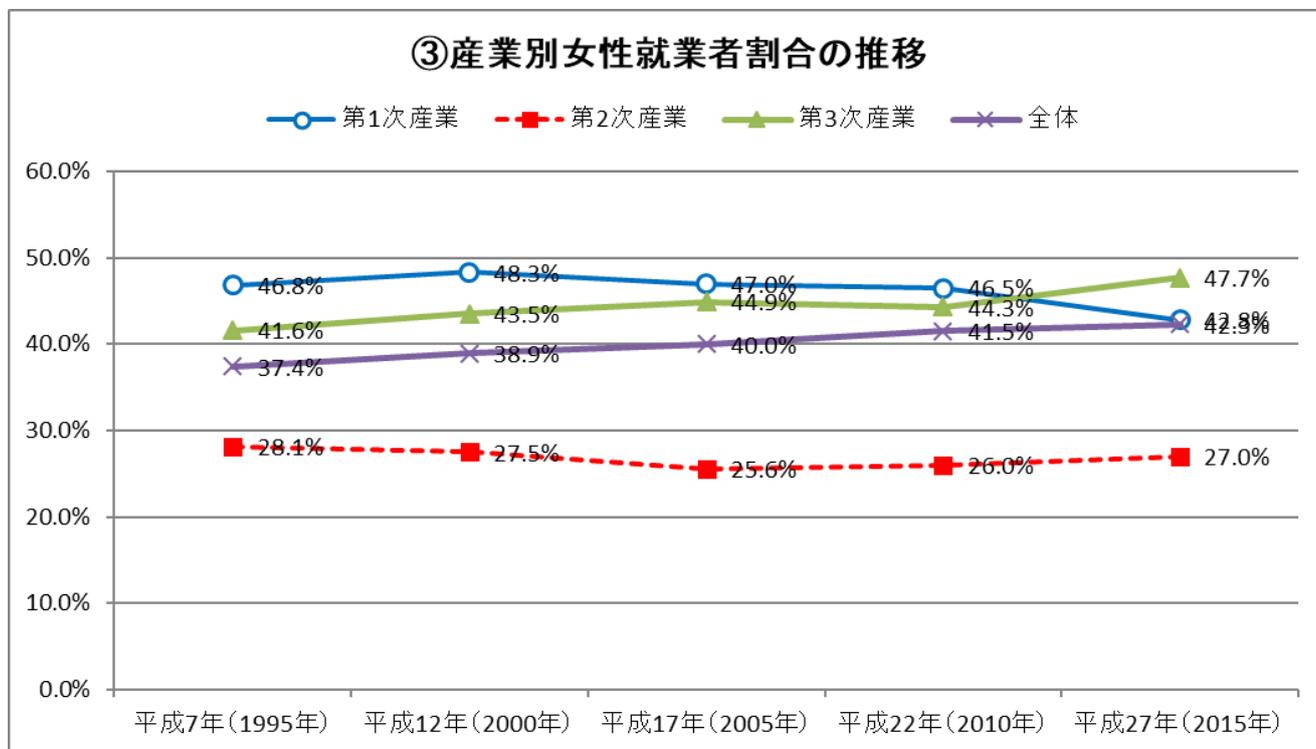
資料:平成27年国勢調査

※1 労働力人口とは就業者数に完全失業者数を加えた人数

※2 労働力率とは総人口に占める労働力人口の割合

平成27(2015)年の全就業者に占める女性の割合は42.3%です。産業別では第1次産業42.8%、第2次産業27.0%、第3次産業47.7%となっています。

平成7(1995)年からの推移をみると、全就業者に占める女性の割合は上昇傾向です。産業別では第3次産業が上昇しています。



資料:平成27年国勢調査

(5) 社会活動

① 審議会等への女性の登用状況

本市の市議会議員26人のうち女性議員は、令和3(2021)年10月1日現在、8人で30.8%となっています。

委員会への女性の登用状況を令和3(2021)年10月1日現在でみると、地方自治法第180条の5に基づく委員会数は総数6、委員数29人のうち、女性委員を含む委員会数は3(50.0%)、女性委員数5人(登用率17.2%)です。また、第202条の3に基づく審議会数は総数40、委員数520人のうち、女性委員を含む審議会数は33(82.5%)、女性委員数149人(登用率28.7%)となっており、合計登用率は28.1%となっています。

審議会等における女性委員の登用状況

		審議会等 設置数A	内女性委員を含む 審議会等 設置数B	比率 B/A	委員数 C	うち 女性 委員数 D	比率 D/C
地方自治 法による 設置	地方自治法第180条 の5	6	3	50.0%	29	5	17.2%
	地方自治法第202条 の3	40	33	82.5%	520	149	28.7%
	合 計	46	36	78.3%	549	154	28.1%

資料：市資料

② 自治会長、PTA会長における女性役員の状況

令和3(2021)年4月1日現在、女性の自治会長は23人(9.8%)で、前年度と比較して6人(2.6ポイント)増加となっています。

PTA会長は、小学校19校のうち女性の会長は10人(52.6%)で、前年度と比較して1人(5.2ポイント)増加、中学校8校のうち女性の会長は3人(37.5%)で、前年度と比較して1人(12.5ポイント)増加となっています。

自治会長、PTA会長における女性役員の状況

(単位：人)

	女性役員数		会長総数
自治会長	23	9.8%	235
PTA会長(小学校)	10	52.6%	19
PTA会長(中学校)	3	37.5%	8

資料：市資料

③ 市役所における女性役付職員の在職状況

令和3(2021)年4月1日現在、鴻巣市役所の女性の役付職員の状況は、393人中151人で、38.4%です。前年度と比較して1.1ポイント増加となっています。

女性役付職員の在職状況

(単位：人、%)

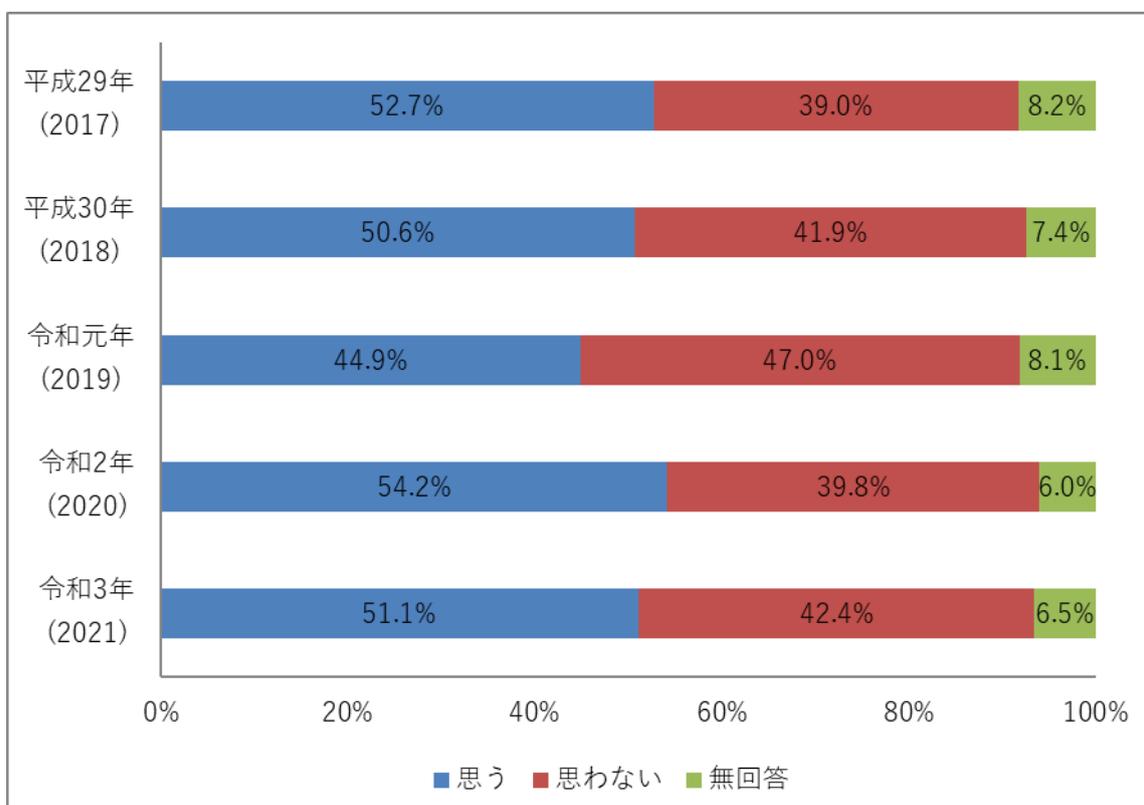
区分	男性	女性						女性役付 職員割合 (%)	合計	
		部長 参与	副部长 参事	課長 副参事	副課長 主幹	主査 副主査	合計 (人)			
本庁	市長部局	170	1	5	7	21	29	63	27.0	233
	教育委員会	22	0	0	1	3	4	8	26.7	30
	その他	5	0	0	1	2	1	4	44.4	9
吹上支所	市長部局	8	0	0	0	0	10	10	55.6	18
川里支所	市長部局	6	0	0	0	0	4	4	40.0	10
出先機関	市長部局	13	0	0	2	16	39	57	81.4	70
	教育委員会	18	0	0	1	2	2	5	21.7	23
計		242	1	5	12	44	89	151	38.4	393

資料：市資料

3 「男女共同参画に関する意識・実態調査」等の結果

(1) 男女平等の実現について

あなたは、男女共同参画が実現されていると思いますか。



資料：まちづくり市民アンケート

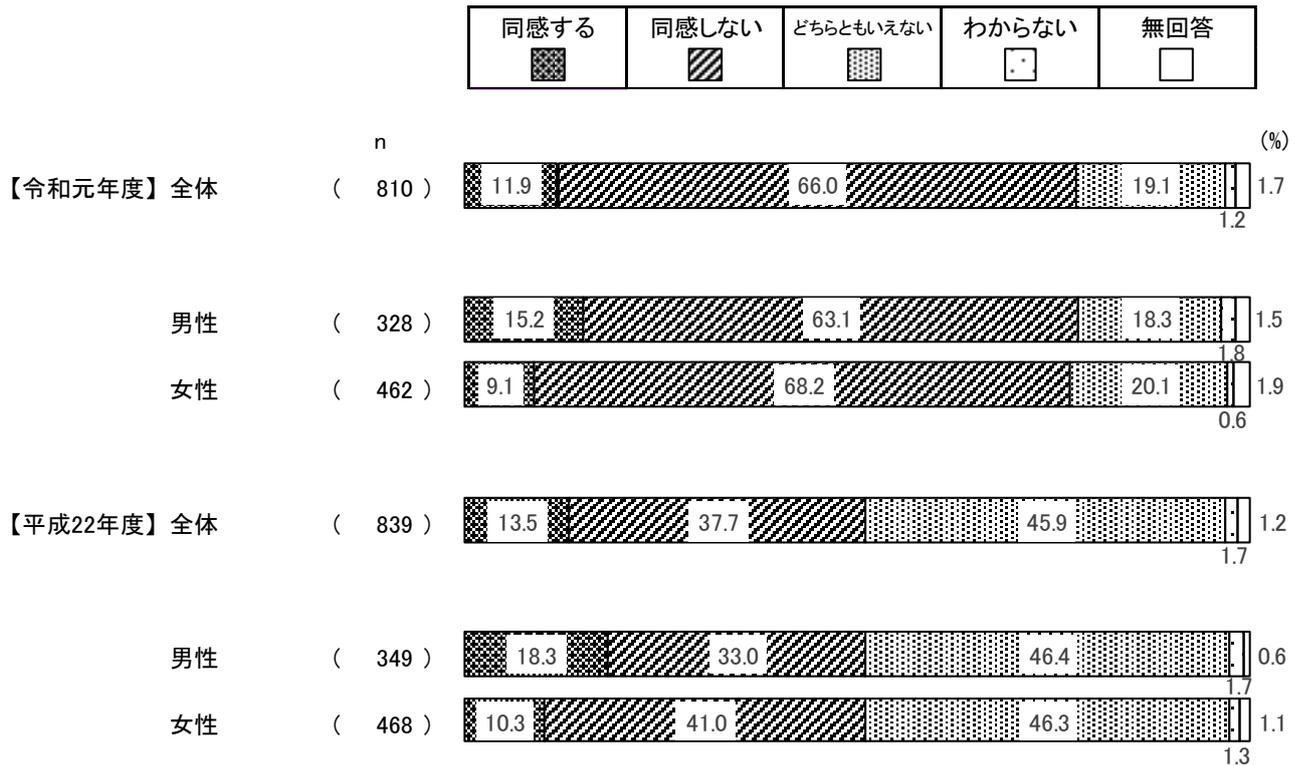
令和3(2021)年の調査によると、「男女共同参画が実現されていると思うか」の問いに対して「思う」と答えた人の割合は、51.1%です。「思わない」と答えた人の割合は42.4%で、令和2(2020)年の調査と比べて2.6ポイント増加しています。また、「思わない」と答えた方で、「どのような場面でそう感じるか」の問いに対して、最も多かったのが「就労」の場面となっています。

(2) 固定的な役割分担意識について

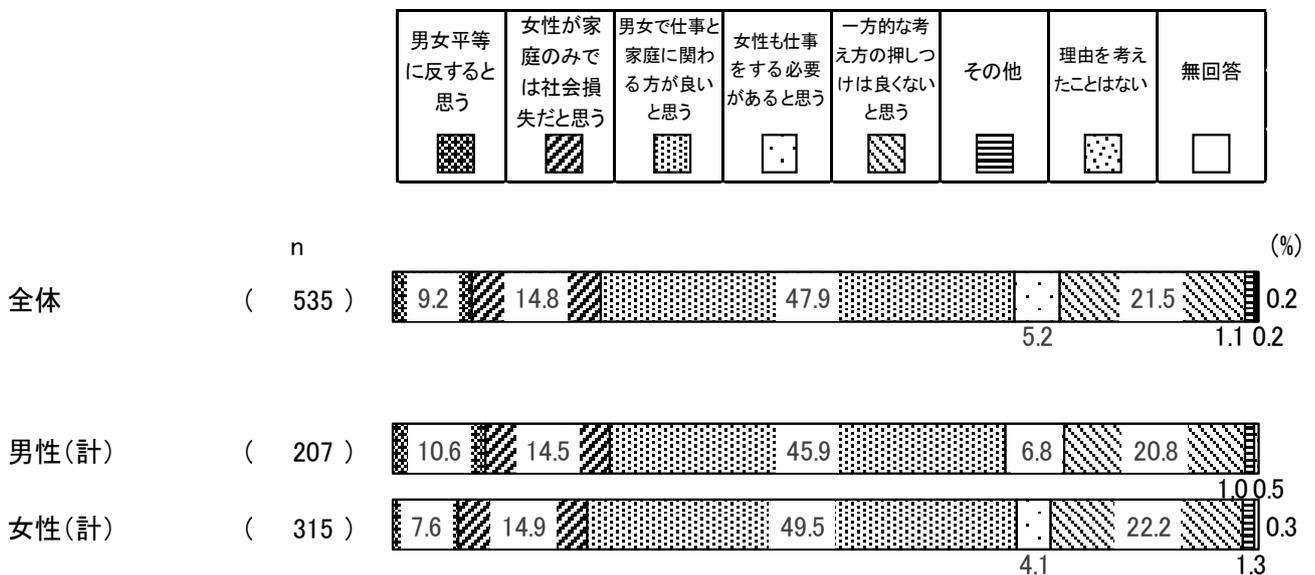
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感するかどうかをみると、全体の約3分の2が「同感しない」と回答しており、男女差は5ポイントです。なお、「同感しない理由」としては、「男女で仕事と家庭に関わる方が良いと思う」が約半数でした。

前回調査（平成22(2010)年度）と比べると、「同感しない」が約30ポイント上がっており、固定的な役割分担についての意識が大きく変わってきたことがうかがえます。

Q. 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しますか



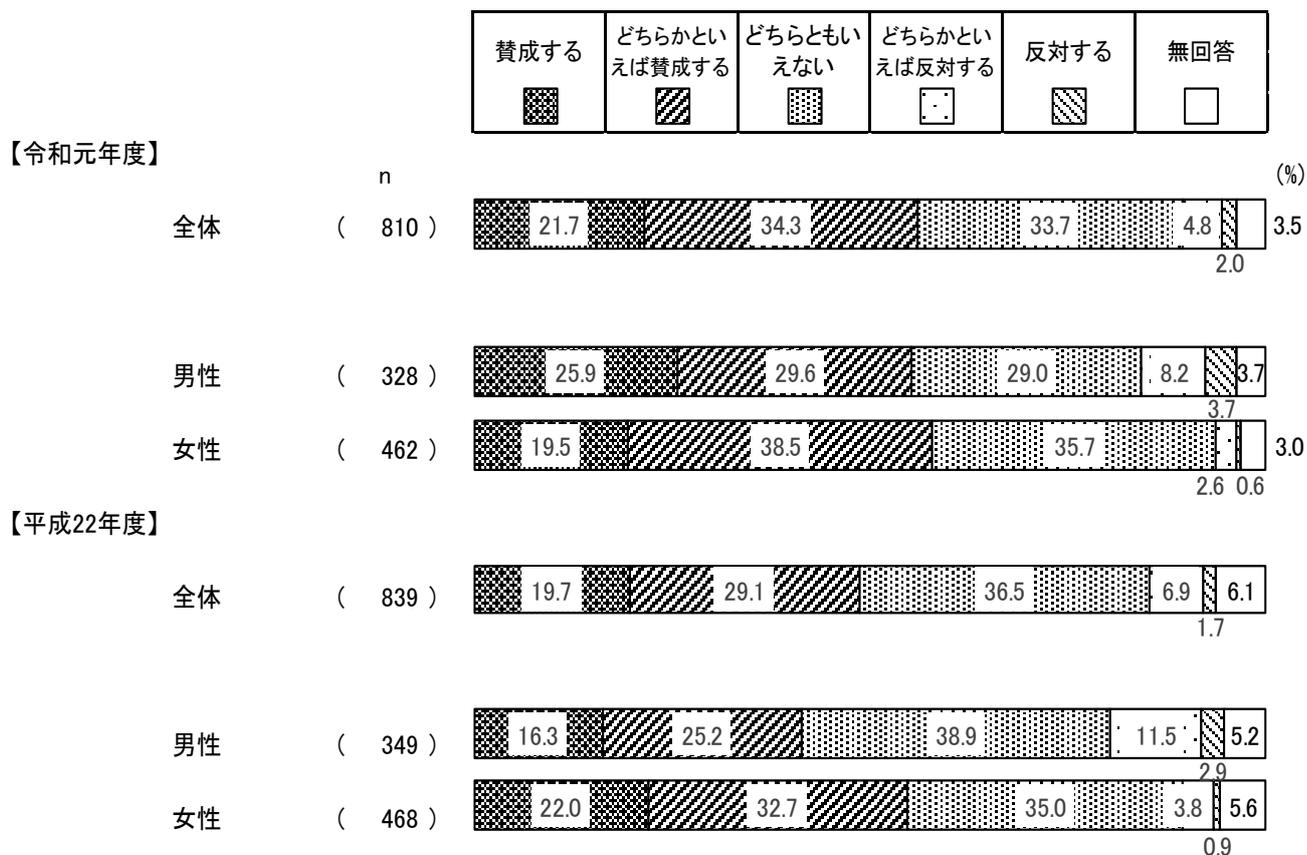
Q. 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない理由を教えてください。



(3) ポジティブ・アクションの考え方

「ポジティブ・アクション」という考え方への賛否をみると、賛成派（「賛成する」、「どちらかといえば賛成する」を合わせた割合）が5割以上を占め、男女差もわずか2.5ポイントです。平成22(2010)年度における「ポジティブ・アクション」への賛成派の割合は、女性では5割以上でしたが、男性では4割程度でした。男性の賛成派の割合が14ポイント上がり、全体としても7ポイント上がっています。

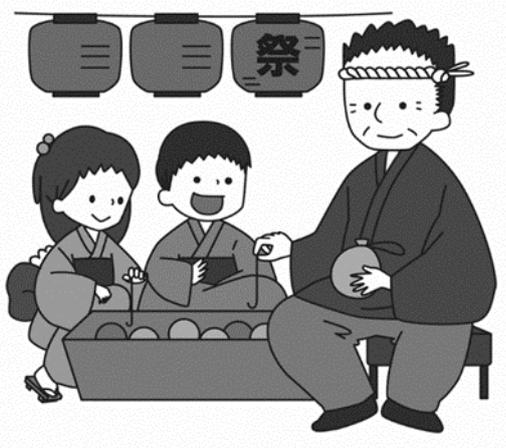
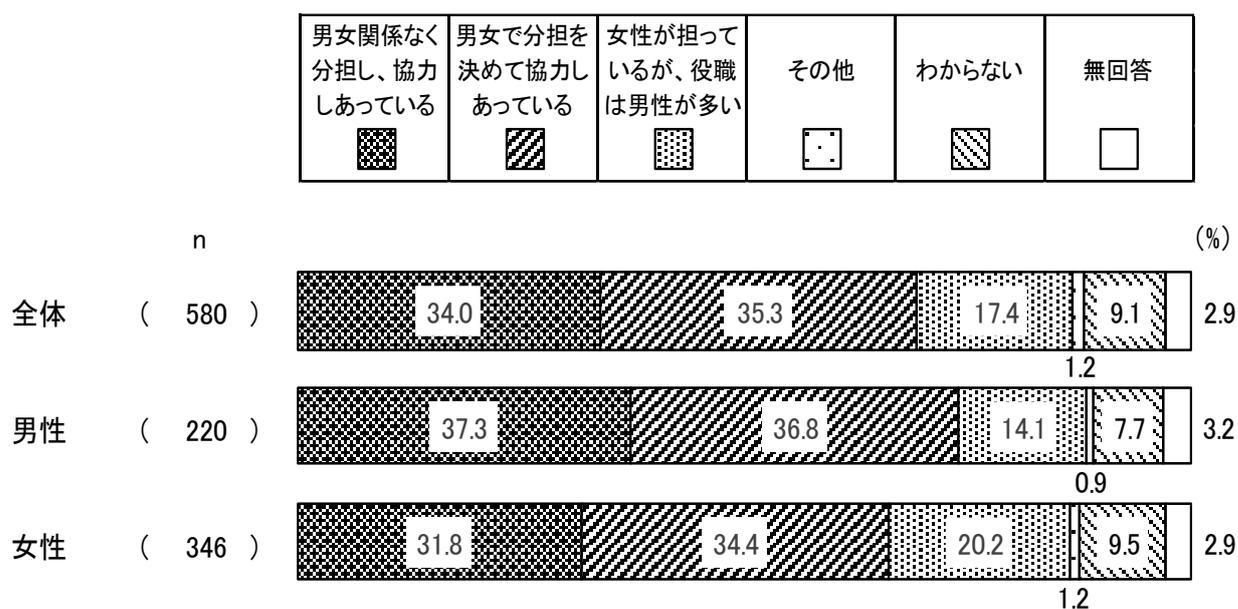
Q. 「ポジティブ・アクション」という考え方についてどのように思いますか？



(4) 地域活動における男女の協力

地域活動（自治会、子ども会、老人会、祭りなどの行事等）における男女の役割分担・協力についてみると、女性は「男女関係なく分担し、協力しあっている」割合より「男女で分担を決めて協力しあっている」と思っている割合が若干多く、男性はその逆であることがわかります。また「女性が担っているが、役職は男性が多い」と考えている女性も2割ほどあり、女性の方が男女の役割分担に差があると考えていることがうかがえます。

Q. 地域活動（自治会、子ども会、老人会、祭りなどの行事等）で男女の協力はどのようにしていますか？

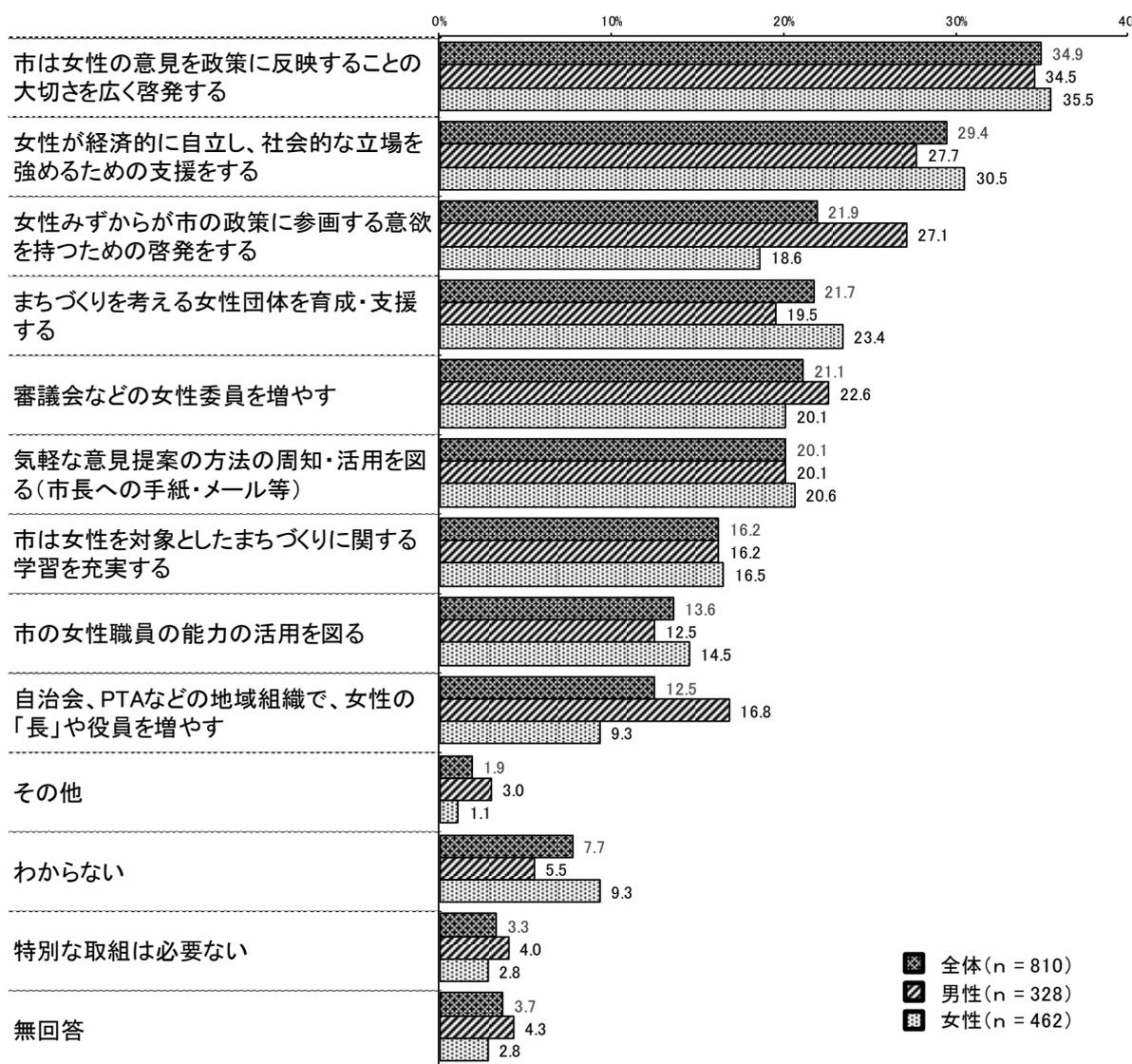


(5)市の施策への女性の意見や考え方の反映

市の施策への女性の意見を反映させるために必要なことをみると、「市は女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する」割合が最も高く、3分の1以上が必要と考えています。一方で、「女性みずからが市の政策に参画する意欲を持つための啓発をする」も高く、社会全体への啓発や女性自身の意識改革への取組が必要とされています。また、女性の経済的・社会的立場の強化のための支援や、女性団体の育成・支援、審議会等における女性委員の登用等の具体的な方策も求められています。

男女別にみると、概ね同じ傾向を示していますが、女性に比べて男性がより必要と思っている項目は、「女性みずからが市の政策に参画する意欲を持つための啓発をする」、「自治会、PTAなどの地域組織で、女性の「長」や役員を増やす」となっています。また、男性に比べて女性がより必要と思っている項目は、「まちづくりを考える女性団体を育成・支援する」、「女性が経済的に自立し、社会的な立場を強めるための支援をする」となっています。

Q. 市の政策に女性の意見を反映するためにどのようなことが必要ですか？

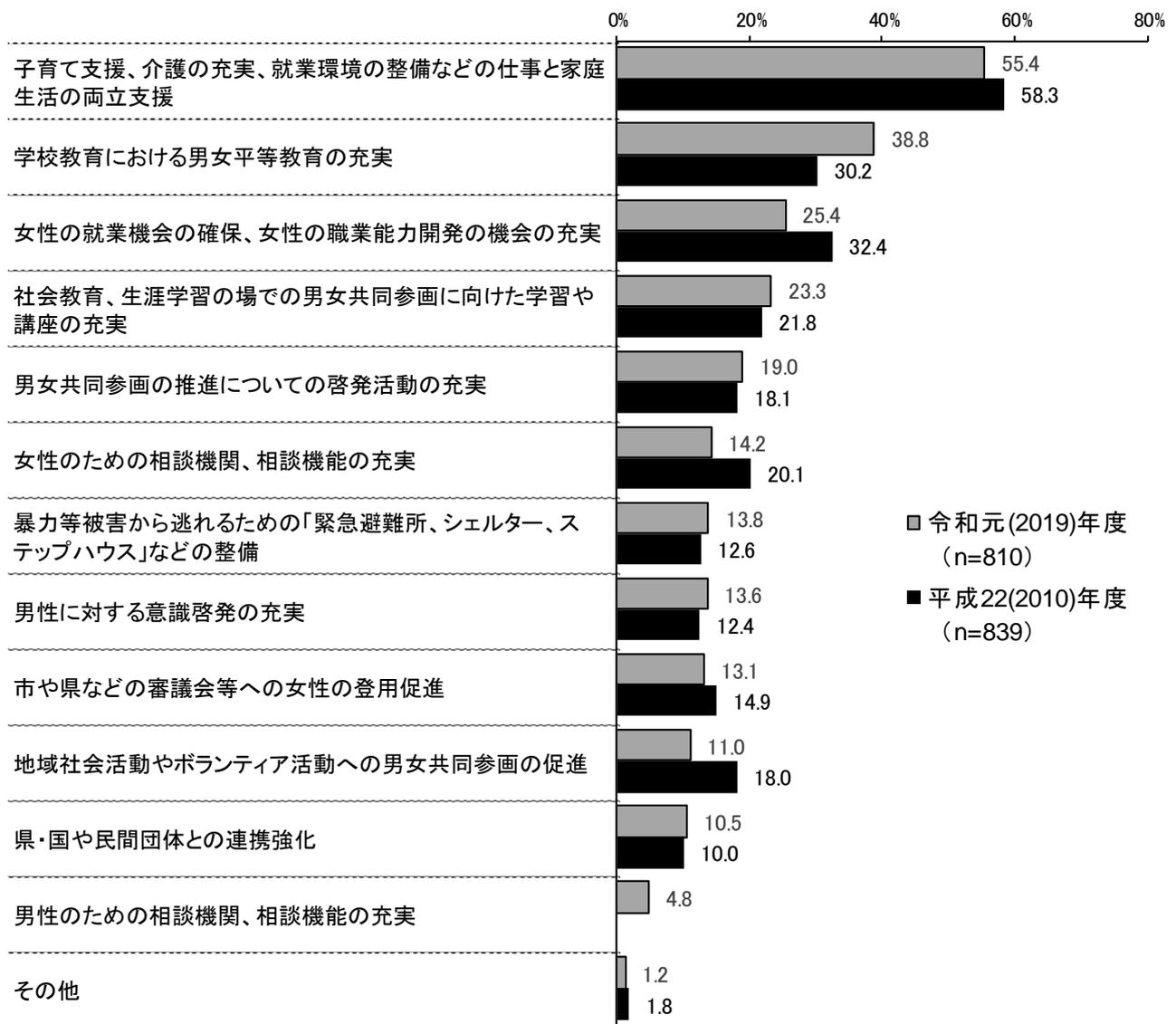


(6) 男女共同参画の実現のために市が力を入れること

男女共同参画社会の実現のための市の取組へのニーズをみると、「子育て支援、介護の充実、就業環境の整備などの仕事と家庭生活の両立支援」が5割以上で最も高くなっています。「学校教育における男女平等教育の充実」、「女性の就業機会の確保、女性の職業能力開発の機会の充実」、「社会教育、生涯学習の場での男女共同参画に向けた学習や講座の充実」が続きます。

平成22(2010)年度と比較すると、特に「学校教育における男女平等教育の充実」へのニーズが上がり、8.6ポイント高くなっています。他に、「社会教育、生涯学習の場での男女共同参画に向けた学習や講座の充実」、「暴力等被害から逃れるための「緊急避難所、シェルター、ステップハウス」などの整備」、「男性に対する意識啓発の充実」の割合も微増しています。

Q. 男女共同参画社会の実現をめざして、市は、今後どのようなことに力を入れていったらよいと思いますか？



第2部 鴻巣市の男女共同参画施策の実施状況

1 こうのす男女共同参画プランの推進

(1)計画の期間

令和2(2020)年度から令和9(2027)年度の8年間です。

(2)計画の概要

基本理念

ひと ひと

女と男、ともに咲かせよう自分らしさの花 ～男女共同参画の視点でまちづくり～

この計画では、市民の一人ひとりが個性を発揮し、女性も男性も性別に関係なく、それぞれのライフスタイルにしたがって自己実現ができる男女共同参画の視点が生きた鴻巣市を目指していきます。

男女共同参画社会を実現するためには、社会通念、慣行、偏った意識、制度等を見直し、男女が、互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、相手を尊重し、一人ひとりの能力や個性を十分に発揮することによって、誰もが自立した個人としてお互いを支え合い、自分らしい生き方を選択できることが大切です。

鴻巣市は、平成29(2017)年度から令和8(2026)年度までを基本構想の計画期間とする「第6次鴻巣市総合振興計画」で、目指すべき将来都市像を「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」とし、実現に向けた取組をすすめています。

この「このす男女共同参画プラン(第4次男女行動計画)」は、「第6次鴻巣市総合振興計画」を実現するため、「女と男、ともに咲かせよう自分らしさの花～男女共同参画の視点でまちづくり」を基本理念に掲げ、すべての人権が尊重され、配偶者等への暴力、児童虐待、高齢者虐待やいじめ等、人権を侵害するあらゆる暴力を根絶し、家庭や職場または地域における生活等について、性別にかかわらず、能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりに取り組み、本市の男女共同参画の推進を図ります。

基本目標

基本理念に基づき、鴻巣市における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な計画を推進し、関係各課が連携しながら、効果的な展開を図るために、計画の基本目標を以下のように定めます。

- I 男女共同参画を推進するための意識づくり
- II 職場・家庭における男女共同参画の推進体制づくり
- III 男女共同参画のまちづくり
- IV 男女共同参画をすすめる体制づくり

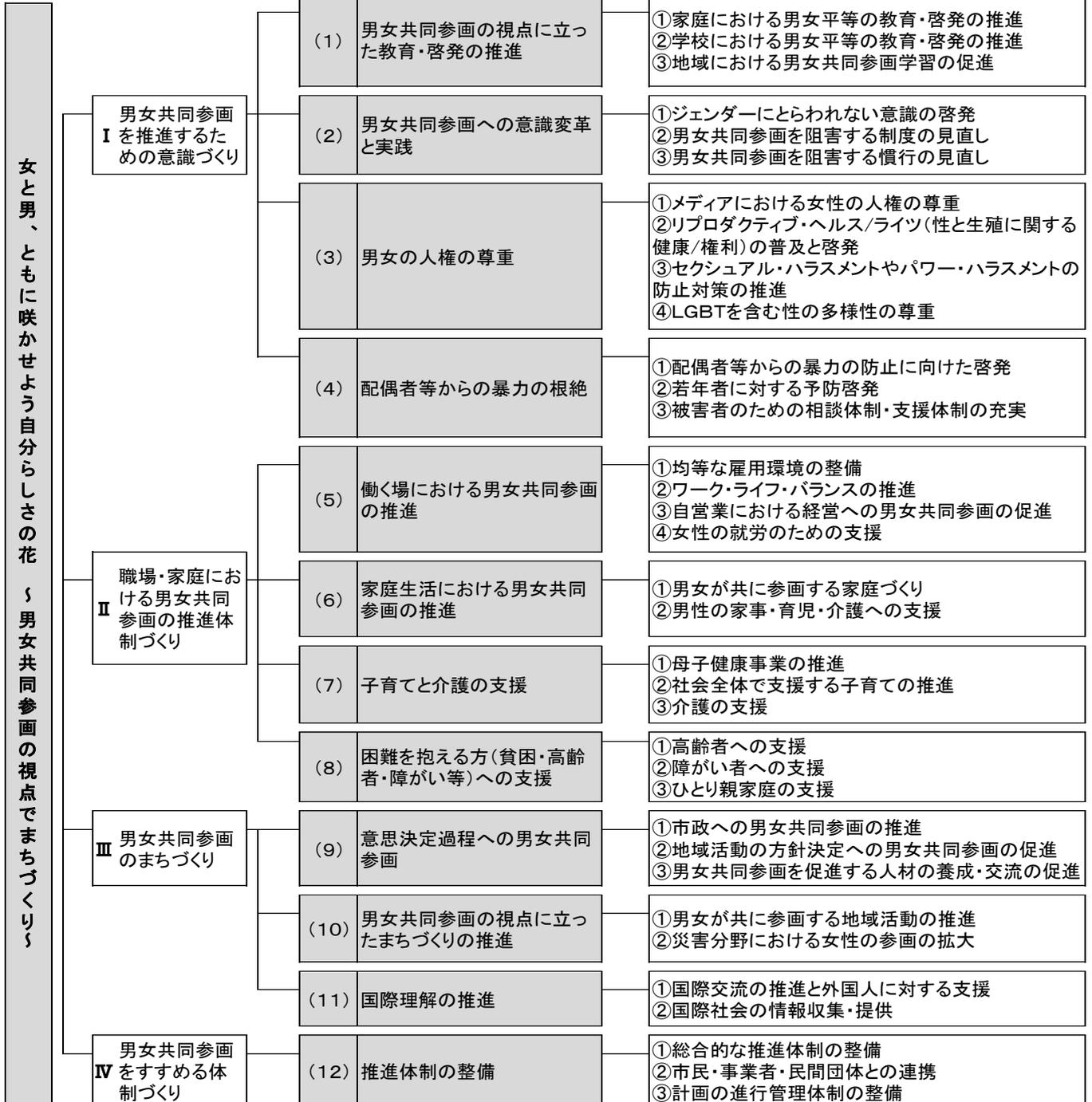
(3) 施策の体系

施策の体系図

<基本理念> <基本目標>

<基本課題>

<主要施策>



2 「このす男女共同プラン」の事業の進捗状況

(1)総評

基本目標

I 男女共同参画を推進するための意識づくり

主な事業として、学校における男女平等の教育、情報誌の発行や講座(セミナー)の開催、生涯学習の推進、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援などを実施しています。

男女共同参画情報誌「ほほえみ」の発行や広報「かがやき」による広く一般への啓発、学校における男女平等の教育や進路指導等における児童生徒への啓発、パネル展による啓発など、様々な機会を捉えて啓発事業を展開し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

女性に対する暴力の根絶のための啓発では、パネル展を開催し、男女共同参画情報誌「ほほえみ」にDVに関する記事や相談機関を掲載・配布しています。また、成人式の出席者に対し、デートDVに関する啓発物を配布し、DVの加害者・被害者にならないための啓発を行っています。

DV被害者の相談件数は増加しており、相談窓口の充実と被害者支援のネットワークが重要です。庁内各課が連携して被害者の保護・支援にあたることができるよう、庁内連絡会議を設置し、関係各課の連携体制を整備しました。また、女性特有の悩みや問題に対応するための女性相談を実施し、相談体制の充実を図っています。

女性に対する暴力は、基本的人権を侵害する行為であるため、人権尊重の意識を浸透させ、多様な個性や価値観、生き方を認め合う社会にするための啓発を行ってきました。

しかし、意識啓発の成果は、長い時間をかけて徐々に現れるものであるため、今後も継続して啓発や広報、教育に取り組んでいく必要があります。

II 職場・家庭における男女共同参画の推進体制づくり

主な事業として、女性の就労のための支援、男性の子育ての促進など、職場・家庭における男女共同参画の推進体制づくりに取り組んでいます。また、困難を抱える家庭への支援として、ひとり親家庭の生活支援や高齢者・障がい者への支援を実施しています。

働く場における男女共同参画の推進としては、労働局や県の女性キャリアセンターからのパンフレットやチラシを掲出し、情報提供に努めています。

家庭における男女共同参画の推進としては、パパママクラスやひなちゃん子育て応援講座の実施について、母子健康手帳交付時にチラシを配付し、土曜日に開催日を設定して父親の参加を促しています。

また、困難を抱える家庭への支援として、ひとり親家庭の自立支援のため、資格取得に係る給付金を支給しています。また、高齢者や障がい者への支援のため、各種相談事業や就労支援に取り組んでいます。

今後、男女ともに個性と能力を発揮し、社会参画を進めることができるよう、子育てと介護の支援や労働環境整備のための支援等を継続して行うとともに、地域の拠点施設から男女共同参画社会を推進していく必要があります。

Ⅲ 男女共同参画のまちづくり

主な事業として、審議会等への女性登用の推進、女性団体等の活動支援、自治会や自主防災組織などへの男女共同参画の意識啓発に取り組んでいます。

審議会・委員会等の委員への女性の登用状況を把握し、適時、女性の登用を働きかけ、意思決定過程への男女共同参画を進めています。

男女共同参画情報誌「ほほえみ」では、市内の女性が活躍する団体等の特集する記事を掲載し、活動を周知しています。

東日本大震災等の災害では、多くの避難所でジェンダーをめぐる様々な問題が発生したことから、地域防災計画の改定に向けて、男女共同参画の視点に配慮した防災対策の準備に取り組んでいます。

今後は、女性リーダーの育成や女性意見の効果的な運用体制の整備に努め、意思決定過程への男女共同参画をさらに進めていくことが必要です。

Ⅳ 男女共同参画をすすめる体制づくり

主な事業として、鴻巣市男女共同参画審議会の運営、男女共同参画担当課の拡充の推進に取り組んでいます。

計画の進捗状況について、年次報告書を取りまとめ、男女共同参画審議会で報告をしました。また、男女共同参画に関する情報収集を行い、広報紙やホームページ等を通じて、市民に提供しています。

今後は、庁内の推進体制や男女共同参画推進拠点施設の整備を検討するなど、より一層の推進体制の充実を図る必要があります。

(2) 事業実施状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進するための意識づくり

基本課題1 男女共同参画の視点に立った教育・啓発の推進

① 家庭における男女平等の教育・啓発の推進

具体的な取組	進捗状況
○家庭における男女共同参画意識づくりの啓発	男女共同参画情報誌「ほほえみ」(A4版6ページ)を年1回発行し、全戸配布し、平成19年度から市ホームページにも掲載している。 家庭児童相談員を3名配置し、育児相談から養育不安のある母子への支援や児童の生命、安全に関わる重大な相談まで関係機関と連携し取り組んでいる。
○父母等を対象とした学級・講座等の充実	新型コロナウイルス感染症の影響により、学級・講座を実施できなかった。

② 学校における男女平等の教育・啓発の推進

具体的な取組	進捗状況
○人権尊重教育の推進	全ての小・中学校で年間指導計画を作成し、県作成の「人権感覚育成プログラム」に基づく教育活動を実践した。
○男女共同参画意識を育む教育環境づくり	中止となった研修もあったが、動画等により全ての小・中学校で研修を行った。
○多様な生き方を可能にする進路指導及びキャリア教育の充実	全ての小・中学校で進路指導・キャリア教育主任を位置づけ、学校を中心となって児童生徒への指導・助言を行った。
○ジェンダー※1にとらわれない教育の検討	男女平等教育・人権教育主任が中心となり、全ての小・中学校で児童生徒の発達の段階に応じた指導を行った。
○家庭・地域との連携	令和2年4月1日現在、女性のPTA会長は小・中学校27名中11名であり、女性役員の活用を促進している。 全ての小・中学校で地域学校協働本部を組織し、多くの地域の方や保護者の協力を得て、地域の特色や実態に応じた取組を進めることができた。

※1 ジェンダー

ジェンダーとは、本来生物学的な性別(セックス)ではなく、「女らしさや男らしさ」、社会的、文化的に「女(男)はこうあるべき」などをいう。

③ 地域における男女共同参画学習の促進

具体的な取組	進捗状況
○男女共同参画に関する学習機会の提供	パネル展では、内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」による漫画家 西原理恵子氏の描き下ろし漫画や、埼玉県男女共同参画推進センターが作成した啓発パネルを展示した。また、パープルリボンを飾るためのツリーを設置したところ、多くの方にご参加いただくことができた。 市内で行われている講座、イベントを分野別に掲載した「鴻巣市生涯学習ガイド」を作成し、男女共同参画に関する学習機会の情報を提供した。
○男女共同参画に配慮した各種講座等の企画・開設	DV防止啓発パネル展では、立ち止まって読んでいる方が女性に限らず、男性も多く見受けられた。 男女共に参加しやすい講座の企画・開設をした。
○男女共同参画に関する学習環境の整備	生涯学習ガイドに男女が自主的に参加できる講座等をわかりやすく掲載し、情報提供できるよう心がけている。 関係各課に、男女共同参画関係の資料等を配布し関心を促している。

基本課題2 男女共同参画への意識改革と実践

① ジェンダーにとらわれない意識の啓発

具体的な取組	進捗状況
○講演会・セミナー等の開催	新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会・セミナー等を実施できなかった。
○男女共同参画意識の啓発	平成 8(1996)年度から旧吹上町で「ザ・ウインド」、平成 9(1997)年度から旧鴻巣市で「道しるべ」という男女共同参画情報誌を発行している。平成 17(2005)年度の市町村合併により「ほほえみ」に名称を変更して年 1 回発行し、全戸配布している。
○男女共同参画情報収集・提供体制の充実	平成 28 年度版から「鴻巣市の男女共同参画推進状況（年次報告書）」を課の窓口と男女共同参画コーナーに配置している。 広報「かがやき」をはじめ、ホームページ、ツイッター、アプリ「マチイロ」、YouTube 等を活用し、更なる情報の提供に努めている。
○市職員の男女共同参画意識の醸成	新規採用職員研修では、男女共同参画に関わる歴史や身近な問題について取り上げ、意識の醸成を図った。 国、県等からの情報を庁内に掲示し、周知に努めた。

② 男女共同参画を阻害する制度の見直し

具体的な取組	進捗状況
○男女の活動の選択に中立でない制度についての問題提起と啓発の推進	「鴻巣市審議会等の委員への女性登用推進要綱」に基づき、女性の登用を推進している。 男女共同参画情報誌「ほほえみ」により啓発活動を行っている。県が作成した男女共同参画苦情処理機関の周知カードを窓口に設置し、周知に努めている。 商工会等に啓発パンフレットを配布し、各事業所への啓発を促している。
○各種事業を男女共同参画の視点で見直し	男女の区別なく各種講座を開催・募集している。家事・育児に男性が積極的に関わるきっかけとなる講座が増加している。

③ 男女共同参画を阻害する慣行の見直し

具体的な取組	進捗状況
○男女共同参画を阻害する慣行の見直しについて啓発の推進	情報がある場合には、その都度啓発している。各課の掲示物等で見直しが必要なものは助言する。
○地域の慣行・しきたりの見直しに係る支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動の制限があり、慣行やしきたりの見直しに係る支援を実施することができなかった。
○職場における慣行の見直し	仕事の分担や昇格・昇給は、個々の資質や適性、勤務実績、意欲・能力等を総合的に判断し行っている。

基本課題3 男女の人権の尊重

① メディアにおける女性の人権の尊重

具体的な取組	進捗状況
○男女共同参画の視点からの表現の啓発	国や県の情報（ポスター、チラシ）を各施設等に配布し、広報紙、ホームページ、ツイッター、アプリ等により随時啓発している。 「職員男女共同セミナー」や「新規採用職員研修」を実施し、職員への周知を図っている。
○市の広報活動における表現の徹底	県の「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を各課に配布している。広報連絡主任会議において全庁的に表現の徹底を図っている。各課の掲示物等で見直しが必要なものは助言する。
○男女共同参画の視点からの広報ガイドラインの作成	県発行の「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」で対応している。
○情報活用能力の向上支援	国立女性教育会館（ヌエック）、男女共同参画推進センター（With You さいたま）等で開催する講座情報等を提供している。
○不適切な性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年等の保護	携帯電話会社の実施する安全教室と連携した人権教室については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）※2の普及と啓発

具体的な取組	進捗状況
○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）※2の普及・浸透	<p>このとり交付金（平成 19 年度開始）を実施し、不妊治療費の助成を行っている。また、早期不妊検査費助成金（平成 29 年度開始）や不育症検査費助成金（平成 30 年度開始）を実施している。</p> <p>国や県の情報（ポスター、チラシ）を各公共施設に配布し、情報提供をしている。</p>
○性に関する教育・学習機会の充実	<p>全ての小・中学校において、保健学習や指導等により性に関する教育を行うとともに、授業参観等を活用し、保護者との連携に努めた。</p>
○生涯を通じた健康保持対策の推進	<p>30～39歳の男女を対象に、30代健康診断を実施している。女性のがん予防として子宮がん検診、乳がん検診を実施している。20歳の子宮がん検診対象者、40歳の乳がん検診対象者に対し、無料クーポン券を送付している。30～70歳の女性のうち対象者に骨粗しょう症健診を実施している。</p> <p>自殺予防対策として、悩みを相談できる窓口一覧を作成し、女性の悩み事に対し、相談窓口を案内している。</p> <p>30歳以上の女性を対象に、「女性の健康教室」を実施している。</p> <p>女性相談では、希望者が増加したことにより、令和2年10月から女性相談の実施日を月2回に増設した。</p>
○働く人の健康づくり	<p>従業員が50人未満の中小企業の従業員が受診した健康診断について、1事業所につき年1回、原則として3年を限度に、従業員1人当たり2,000円を補助している。</p> <p>自殺予防対策として、悩みを相談できる窓口一覧を作成した。こころの健康相談や、暮らしとこころの総合相談会等への相談予約につながっている。</p> <p>労働安全衛生法に基づく健康診断、保育士健診及びストレスチェックを実施したほか、心の健康相談、職員相談など、職員の健康の維持及び向上に取り組んでいる。</p>
○思春期対策の充実	<p>人権擁護委員や教育委員会の協力を得て、学校を訪問し、人権意識の醸成を図っている。</p> <p>小・中学校で食育や防煙・薬物乱用防止教室、いのちの授業を実施している。市内県立高等学校で食育を実施している。成人式で健康づくりの普及啓発を行っている。</p> <p>全ての小・中学校において、保健学習や指導等を行い、思春期に対する正しい理解と認識を深めることができた。</p>

※2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）

人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な健康状態及びそれを享受する権利、自己決定できる基本的人権。

③ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止対策の推進

具体的な取組	進捗状況
○セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止に向けた取組	鴻巣市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱や手引きにより、職員の認識を高めている。また、鴻巣市職員のパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の制定とともに職員が認識すべき事項についての指針を定め、ハラスメントの防止を図っている。
○セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関する相談体制の充実	鴻巣市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する手引きにより苦情相談の流れを周知するとともに、庁内の相談員は女性を中心に配置した。また、鴻巣市職員のパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱により、職員課に苦情相談窓口を設置している。

④ LGBT^{※3}を含む性の多様性の尊重

具体的な取組	進捗状況
○LGBTなど性的マイノリティ ^{※4} への理解促進	令和2年12月にパートナーシップ宣誓制度を導入し、広報「かがやき」や男女共同参画情報誌「ほほえみ」で特集記事を掲載し、ツイッターやLINEを活用した周知に努めた。また、放課後児童クラブの代表者に対し、講座を実施した。
○性の多様性に関する相談体制の充実	令和2年度より、性的マイノリティに関する悩み事相談の実施日を月2回に増設した。
○性的マイノリティへの市職員の理解促進	職員人権・同和問題研修会において、講演を実施した。また、職員のための対応ガイドラインを作成した。
○性的マイノリティへの教職員及び保護者の理解促進と児童生徒への配慮	全ての小・中学校に対し、人権研修を通して教職員への周知を行うとともに、児童生徒へ発達段階に応じた人権学習を行った。

基本課題4 配偶者等からの暴力の根絶

① 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発

具体的な取組	進捗状況
○暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発	広報11月号に「女性に対する暴力をなくす運動期間」を周知するための記事を掲載した。また、期間中は内閣府が作成したポスターを庁内・両支所・男女共同参画コーナー・公民館等へ掲示を依頼した。 全ての小・中学校で非行防止教室等を実施し、暴力行為防止への啓発を行った。

※3 LGBT

L：レスビアン（女性の同性愛者）、G：ゲイ（男性の同性愛者）、B：バイセクシャル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）のこと。

※4 性的マイノリティ

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人、恋愛感情が同性や両方の性に向いている人など社会的には少数派となる人たちのこと。

ODV防止に関する啓発・研修の充実	DV防止啓発パネル展を実施し、内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」による漫画家 西原理恵子氏の描き下ろし漫画や、埼玉県男女共同参画推進センターが作成した啓発パネルを展示した。また、パープルリボンを飾るためのツリーを設置したところ、多くの方にご参加いただくことができた。 全ての小・中学校において、PTA も含めた人権教育研修会を開催し、DVの問題について理解を深めた。
-------------------	---

② 若年者に対する予防啓発

具体的な取組	進捗状況
○デートDV ^{※5} 防止に向けた啓発活動の推進	県発行のデートDV防止啓発リーフレットを活用し、市内全中学生に啓発を行っている。成人式において、新成人に対しデートDV防止啓発カードを配付している。

③ 被害者のための相談体制・支援体制の充実

具体的な取組	進捗状況
○相談しやすい体制づくり	市民相談、法律相談、女性相談、性的マイノリティに関する悩み事相談等、各種多様な相談業務を行っている。 男性専用の相談機関を情報誌やポスター等で情報提供している。
○被害者への支援に向けた庁内外の関係機関との連携	関係機関、庁内関係部署が相談者の情報を共有することにより、二次被害を防いでいる。 小・中学校、保育所等からの定期的な情報提供により情報の共有化が図られ、福祉と教育の連携が強化され、福祉、教育、保健の各機関や児童関係施設、主任児童委員等の連携も図られている。

基本目標Ⅱ 職場・家庭における男女共同参画の推進体制づくり

基本課題5 働く場における男女共同参画の推進

① 均等な雇用環境の整備

具体的な取組	進捗状況
○労働基準法等の周知・遵守の促進	国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出し、情報提供をしている。
○企業における積極的な格差改善の促進	国、県等で発行する男女共同参画実践例や表彰制度等資料を配布し、情報提供をしている。市内に「多様な働き方実践企業」認定基準を満たした企業が53社あり、令和元年度から1社増加した。

※5 デートDV

結婚前の恋人間の暴力のこと。特に若い世代への啓発が必要とされている。

○女性が働きやすい就業環境の整備	国、県等から送付される女性のための就業起業支援等の資料を配布し、情報提供をしている。市内に「多様な働き方実践企業」があることにより、女性の就職の幅が広がっている。
○相談・情報提供体制の整備	法律相談、市民相談等により雇用に関わる相談を実施している。内容によっては、速やかに県労働相談センターや労働局総合労働相談コーナーを紹介している。 令和2年度から市の労働相談窓口は廃止となったが、県の労働相談窓口等を案内しており、パンフレット及びチラシを市庁舎、公共施設に掲出している。
○男女共同参画のモデル職場づくり	市役所においては、仕事の分担や昇格・昇給は、個々の資質や適性・勤務実績、意欲・能力等を総合的に判断して行っている。 令和2年度中の新規採用職員数は、15人（男性7人・女性8人）

② ワーク・ライフ・バランス^{※6}の推進

具体的な取組	進捗状況
○ワーク・ライフ・バランスの啓発	県・国の情報誌やパンフレットやチラシを市庁舎に掲出している。
○労働時間短縮・有給休暇取得の啓発・普及促進	国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。

③ 自営業における経営への男女共同参画の促進

具体的な取組	進捗状況
○女性の経済的・社会的地位向上	県の女性キャリアセンターからのパンフレットやチラシを市庁舎、公共施設に掲出している。
○農業女性の経営参画	女性を含む家族経営協定の締結があり、ワーク・ライフ・バランスの確立に有効である。令和2年度の家族経営協定の締結件数は、1件。
○商工会活動への男女共同参画の促進	商工会女性部による、女性の視点を活かしたまちづくり、商店街の活性化を促進している。

④ 女性の就労のための支援

具体的な取組	進捗状況
○職業能力の開発機会の提供	国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。
○就業・起業支援	令和2年度のセミナーは、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。

※6 ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和を自ら希望するバランスでとること。

○女性の再就職の支援	令和2年度のセミナーは、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。
○多様な就業形態における就労環境の改善	令和2年度のセミナーは、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。 法律相談、市民相談等により雇用に関わる相談を実施している。内容によっては、速やかに県労働相談センターや労働局総合労働相談コーナーを紹介している。

基本課題6 家庭生活における男女共同参画の推進

① 男女が共に参画する家庭づくり

具体的な取組	進捗状況
○男性の家庭的責任について、市民、地域・職場の意識啓発の推進	国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。
○学校教育を通じた指導の充実	全ての小・中学校において、児童・生徒の発達の段階を考慮しながら、各教科・領域で男女平等の意識を高め、好ましい人間関係づくりを行った。
○家庭について男性の学習機会の充実	母子健康手帳交付時に、パパママクラスへの夫の参加を呼びかけている。夫が参加しやすいよう土曜日の開催日を設定している。パパママクラスの土曜開催日に夫が参加する割合は、95%となった。
○家庭に男女が共に参画できる環境整備	国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。 今後の障がい者に対する施策や障がい（児）者に対するサービスの必要量や提供体制について検討を行い、第3次障がい者計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定した。 地域包括支援センターは市内に5圏域あり、相談件数は43,086件であった。高齢者の相談窓口として機能し、定着している。

② 男性の家事・育児・介護への支援

具体的な取組	進捗状況
○男性に対する啓発の推進	県少子政策課が作成した「イクメンの素」パンフレットを市庁舎に掲出している。

○父親の子育ての促進	<p>パパママクラス、ひなちゃん子育て応援講座について父親の参加を促している。パパママクラスでは父親の参加率が増加している。家庭児童相談員による養育相談では、父親からの相談についても、随時受付している。</p> <p>市内の保育所13か所及び認定こども園4か所で保育参加事業を実施したところ、父親の参加率は43.6%となった。</p>
○育児・介護休業制度の周知	<p>特定事業主行動計画の中で育児休業や男性職員の養育休暇等の数値目標を設定し、所属長や職員に周知することにより、育児休暇制度の利用を促進した。</p> <p>介護を行っている場合は、放課後児童クラブの入室要件に該当する旨の周知を行っている。介護者の負担軽減に繋がるよう、介護支援に関するサービスや手当について、周知を行っている。</p> <p>国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。</p>

基本課題7 子育てと介護の支援

① 母子健康事業の推進

具体的な取組	進捗状況
○妊娠・出産期における女性の健康支援	<p>子育て支援課に子育て世代包括支援センター、健康づくり課（吹上保健センター）に母子健康包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたり、関係機関と連携を図りながら継続した支援を行っている。母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査助成券を交付しており、契約医療機関以外での受診に対しては、償還払い対応を実施している。</p>
○乳幼児の健康支援	<p>乳幼児健康診査や離乳食教室を実施している。乳幼児健康診査の平均受診率は97.8%である。未受診者には訪問等による受診勧奨を実施し、把握に努めている。</p>

② 社会全体で支援する子育ての推進

具体的な取組	進捗状況
○「子育て社会化」へ意識改革の促進	<p>特定事業主行動計画の中で、育児休業や男性職員の養育休暇等の数値目標を設定し、所属長や職員に周知することにより、育児休暇制度の利用を促進した。</p>
○次世代育成支援行動計画の推進	<p>次世代育成支援対策の進捗状況について情報コーナーで公表している。広報誌やホームページ等の活用のほか、子育てイベントを活用し、子育て支援についての情報提供や啓発活動を実施した。</p> <p>次世代育成支援行動計画に基づき、勤労青少年ホームで各種講座を開催する等、事業に取り組んでいる。</p>
○事業主行動計画との連携	<p>国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供している。</p>

○地域子育て支援ネットワークの充実	市内の子育てサークルや子育て支援を担う関係機関などの実務担当者等の相互の連携体制を強化する「子育て支援ネットワーク」を組織し、推進している。 ファミリー・サポート・センター事業は、協力会員と依頼会員の相互扶助で成立している。慢性的な協力会員の不足が生じているが、サービス提供体制は維持できている。
-------------------	---

③ 介護の支援

具体的な取組	進捗状況
○介護者のための相談・支援	高齢者のよろず相談窓口として、市内5か所に地域包括支援センターを設置し、随時相談を受けている。市のホームページに、ケアラー支援のページを作成した。令和2年度の介護者教室と交流会は、各地域包括支援センターにおいて1回ずつ実施したが、参加者が少なく、回数も減っている状況であるため、実施内容・周知の方法を検討していく。

基本課題8 困難を抱える方（貧困・高齢・障がい等）への支援

① 高齢者への支援

具体的な取組	進捗状況
○高齢者への各種相談事業	高齢者が安心して生活を送れるよう、庁内外の関係部署や地域包括支援センターと連携し、見守りや相談体制を構築した。令和2年9月より、地域包括支援センターと高齢者対応連絡調整会議を毎月1回行った。
○高齢者への就労支援	高齢者の雇用促進のため、公益社団法人鴻巣市シルバー人材センターとの連携を図った。高齢者就業機会確保事業費補助金の交付を行った。

② 障がい者への支援

具体的な取組	進捗状況
○障がい者への各種相談事業	窓口や電話による相談に対応するとともに、相談者の状況や希望に応じて委託相談窓口や障害福祉サービス・障害児通所支援等を案内した。
○障がい者への就労支援	窓口や電話による相談に対応するとともに、関係機関と連携して、本人の希望や適正に応じた求職活動や長く安定して働けるよう職場定着支援を実施した。

③ ひとり親家庭の支援

具体的な取組	進捗状況
○生活の質の向上支援	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費など市の事業だけでなく、県の貸付制度などひとり親家庭に対する支援制度の周知に努めている。

○ひとり親家庭の自立支援	令和2年度は、児童扶養手当現況届提出機関に埼玉県東部福祉事務所の臨時窓口を設置し、就労相談等を実施した。就職に役立つ技術習得のための受講や、生活の安定に資する資格取得のための給付金を支給している。（令和2年度高等職業訓練促進給付金事業支給実績7名、令和2年度自立支援教育訓練給付事業支給実績1名）
○福祉等支援員の養成	現在、職員が講習を受け、母子自立支援員として母子家庭の相談業務を行っている。

基本目標Ⅲ 男女共同参画のまちづくり

基本課題9 意思決定への男女共同参画の推進

① 市政への男女共同参画の推進

具体的な取組	進捗状況
○審議会等への目標女性登用率	「鴻巣市審議会等の委員への女性登用推進要綱」の制定により、女性登用率35%以上の目標を定めている。令和2年度登用率は27.0%で、令和元年度より上昇したが、目標値には到達していない。
○「鴻巣市審議会等への女性登用推進要綱」の充実	鴻巣市審議会等の委員について、女性登用を推進するように各所属長へ働きかけている。
○女性意見の効果的な運用体制の整備	「鴻巣市審議会等の委員への女性登用推進要綱」に則り、女性登用の割合はほぼ横ばいで推移しているものの、目標値には到達していない。
○政策方針決定過程の透明性の確保	審議会等の会議録を本庁舎、吹上支所及び川里支所の市政情報コーナー及びホームページで公開し、審議過程等の透明性を確保している。 市民への説明責任を果たし、透明性を確保するため、施策・基本事業評価は「まちづくり報告書」として、事務事業評価は「事務事業評価表」として情報公開コーナー、公民館、図書館やホームページ等で公開し、市民への情報提供に努めている。
○管理職をはじめとする職員等の意識啓発	女性活躍推進研修を実施し、意識改革や女性職員のキャリア形成支援に取り組んでいる。
○女性職員の能力活用	昇格等については、成績主義に基づき行っている。特定事業主行動計画の中で、令和2年度末までに管理的地位にある職員（課長級以上）に占める女性職員の割合の目標15%以上を達成している。（令和2年度15.2%）

② 地域活動の方針決定における男女共同参画の促進

具体的な取組	進捗状況
○地域住民の意識啓発	啓発活動により、地域に根付いた文化を尊重した上で、徐々に固定観念の見直しがされつつある。令和2年度の女性自治会長の比率は7.2%と県内平均5.1%を上回っている。

○市民の自主的な取組の支援	<p>職員出前講座により、市民の自主的な取組を支援する環境づくりを行っているが、令和2年度は申込がなく、実施には至らなかった。</p> <p>市民活動センターにて「このす市民活動情報サイト活用講座・相談会」、「市民団体をサポートする助成金活用講座」を実施し市民活動を支援している。</p> <p>生涯学習課発行「鴻巣市サークルガイド」の利用により、市民の自主的な活動を支援している。</p>
---------------	---

③ 男女共同参画を推進する人材の育成・交流の促進

具体的な取組	進捗状況
○女性リーダーの育成	国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供している。
○女性団体等の活動支援	男女共同参画情報誌「ほほえみ」で、市内の女性団体等の特集記事を掲載し、活動を周知した。
○地域交流の実施	男女共同参画コーナーにおいて、交流の場を提供している。今後も誰でも自由に使える場としての利用促進に努める。
○学習成果の地域への還元 の推進	市内で300を超えるサークルが活動しており、2020サークルガイドから、男女問わず、市内全域で活発な学習成果の発表が行われている。例年開催している「公民館・生涯学習センターまつり」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。
○「男女共同参画コーナー」の活用	国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシなど、必要な情報をすぐに提供できるよう情報収集を行い、設置している。

基本課題10 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

① 男女が共に参画する地域活動の推進

具体的な取組	進捗状況
○男女による地域活動についての意思啓発	<p>地域活動に関する男女共同参画の啓発物がなく、意識啓発が実施できていないため、今後はホームページ等を活用した啓発を検討する。</p> <p>女性の消防分団の設置がされており、地域のイベントや防災訓練に参加している。男女ともに地域防犯推進委員会や防犯パトロールグループなどの活動に参加し、地域に貢献している。市民ボランティアとなる介護予防リーダーの養成講座を2回実施した。花のボランティアでは、男女問わず募集しており、多くの方にご参加いただいている。「生涯学習フェスティバル」「市民大学」等、多様な行事を運営する実行委員には男女問わず在籍しており、地域活動に貢献している。</p>
○市民が多様な地域活動に参加できる環境整備	<p>消費生活向上のために活動する消費者団体「鴻巣市くらしの会」の事務局として活動している。</p> <p>総合防災訓練では、男女問わず参加していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、人数を限定して開催した。</p> <p>市民活動センターにて活動等の相談受付、情報発信への助言を実施している。</p> <p>介護予防カレンダーを一般介護予防対象者に配布するとともに、公共施設にも設置し、地域での活動やボランティア活動の情報を提供した。また、新規事業として令和2年9月からシニアボランティアポイント事業を開始した。新型コロナウイルス感染症の影響により、シニアボランティアの受入を休止した施設もあったが、62人の方が、施設でのボランティア活動もしくは市介護予防事業でのボランティア活動を行った。</p> <p>令和2年度の自然環境調査及び野鳥観察会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施となった。</p> <p>花のボランティアを通じて、参加者の地域活動及びコミュニティの場を提供している。</p> <p>「鴻巣市サークルガイド」を作成し、市民の自主的な活動を支援している。</p>

<p>○男女の参加によるまちづくり活動</p>	<p>「鴻巣市審議会等の委員への女性登用推進要綱」に基づき、女性の登用を推進している。</p> <p>市民活動センターにて「このす市民活動情報サイト活用講座・相談会」、「市民団体をサポートする助成金活用講座」を実施している。</p> <p>一般介護予防は、シニア体操、わがまちサロン、おはなし聴き隊が年々増え、のすっこ体操の介護予防サポーターも加わり、市民参加の介護予防の取組が推進されている。</p> <p>花のボランティアを通じて、参加者の地域活動及びコミュニティの場を提供している。</p> <p>社会教育委員、図書館協議会委員、人権教育推進協議会委員、集会所運営協議会委員、文化財保護委員の委員は男女問わず委任しており、広く意見を聞いている。</p> <p>ノルディックウォーキング体験会、障がい者スポーツ教室及びうんどう教室を男女の区別なく実施し、市民相互の親睦交流を促すことができた。体育祭や市民ハイキングについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。</p>
<p>○企業との連携による勤労者の参加促進</p>	<p>市内 79 か所の事業所と提携し、パトロール活動を行い、防犯のまちづくりを推進している。</p> <p>令和 2 年度の「子ども大学このす」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。</p> <p>花のボランティアでは、登録団体としてNPO法人からの登録があり、積極的に参加していただいている。</p>
<p>○学校現場における保護者の男女共同参画の促進</p>	<p>PTA 等の保護者協力が必要な事業の実施について、男女問わず参加協力をいただいている。</p> <p>放課後子ども教室通信を通じて、男女問わず活動の周知を行っている。</p>

② 災害分野における女性の参画の拡大

具体的な取組	進捗状況
<p>○自治会や自主防災組織などへの男女共同参画の意識啓発</p>	<p>各自治会に対して、防災における男女共同参画の重要性を啓発している。</p> <p>各自主防災会に対して、職員出前講座等を通じて、防災における男女共同参画の重要性を啓発している。</p>
<p>○女性の視点に立った防災計画・防災体制づくり地域防災計画や各種対応マニュアル等の整備</p>	<p>地域防災計画改定に向けて、女性の視点を反映した準備をしている。</p>
<p>○災害復興時における男女共同参画の促進</p>	<p>避難所における女性の生活空間を確保するため、パーテーション等の整備をしている。</p>
<p>○避難所等における女性スタッフの増員</p>	<p>全ての指定避難所に女性の担当職員を配置している。</p>

基本課題 1 1 国際理解の推進

① 国際交流の推進と外国人に対する支援

具体的な取組	進捗状況
○国際交流団体の活動支援	市民活動センター、男女共同参画コーナーを活用し、各種情報を発信している。
○国際化を図る教育・学習機会の充実	令和2年度の市民教養講座、市民大学こうのとりアカデミーは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。 小・中学校において ALT の増員と適切な配置により、国際理解の充実を図ることができた。 市民活動センター、男女共同参画コーナーを活用し、各種情報を発信している。
○外国人への情報提供の充実	市民活動センター、男女共同参画コーナーを活用し、各種情報を発信している。

② 国際社会の情報収集・提供

具体的な取組	進捗状況
○男女共同参画についての情報交換	新規採用職員研修では、ジェンダーギャップ指数やクォータ制について紹介することで、日本の男女共同参画推進が遅れている現状と理由について、理解を深めることができた。 市民活動センター、男女共同参画コーナーを活用し、各種情報を発信している。

基本目標Ⅳ 男女共同参画をすすめる体制づくり

基本課題12 推進体制の整備

① 総合的な推進体制の整備

具体的な取組	進捗状況
○鴻巣市男女共同参画行政推進委員会の充実	委員会としての会議の開催はないが、各所属長宛てに情報提供をしている。
○男女共同参画担当課の拡充	限られた担当職員数の中で、事業の推進に努めている。

② 市民・事業者・民間団体との連携

具体的な取組	進捗状況
○市民への本プランの周知	公共機関での閲覧、ホームページに掲載する等周知した。また、男女共同参画情報誌「ほほえみ」で本プランの特集記事を掲載した。
○男女共同参画審議会の充実	委員 11 名に委嘱し、年 2 回、計画の進捗状況等を審議している。審議会を開催し意見をいただくことで、計画の進行管理を行っている。

③ 計画の進行管理体制の整備

具体的な取組	進捗状況
○計画の進行管理・進捗状況報告の実施	鴻巣市男女共同参画審議会を開催し、関係各課の進捗状況を報告し、計画の進行管理を行っている。

資料編

鴻巣市男女共同参画推進条例

平成24年3月10日施行

改正

平成27年3月27日条例第1号
平成31年3月28日条例第1号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、様々な取組が国際社会の動向と連動して進められてきた。

鴻巣市においては、平成7年2月にあらゆる差別をなくすために人権尊重都市宣言を行い、さらに平成8年に「このす男女共生プラン」を、平成16年には「このす男女協働プラン」を策定するなど、男女共同参画に関する施策を推進してきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣行は根強く存在しており、出産・子育て期における女性の労働力率が低下するなど、社会の様々な分野で男女間の格差が見受けられ、さらには、ドメスティック・バイオレンスなど人権を侵害する社会問題も生じている。

私たちのまちを豊かで活力のあるまちにするためには、男女が互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していくことが重要である。

ここに、鴻巣市は、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が協働し、一層の推進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女がともにいきいきと輝き、思いやりあふれるまち鴻巣市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に

参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(3) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

(4) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、経済的若しくは性的な暴力又は言語による暴力をいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動に對等に参画することができるようにすること。

(5) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。

(6) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性に関する事項について男女相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり健康的な生活を営むことについて配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参

画の推進が国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と連携して取り組むものとする。

3 市は、第1項に規定する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、並びに連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本的施策)

第9条 市は、男女共同参画を推進するために、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 男女が共に家庭生活及び社会生活を両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報活動の充実を図ること。
- (3) 学校教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画の推進が図られるよう努めること。
- (4) 男女共同参画の推進に資する人材を育成し、及び積極

的な活用を図ること。

(5) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び調査研究並びに市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めること。

(6) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の権利侵害に当たる行為の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うよう努めること。

(7) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めること。

(8) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置が講ぜられることにより、男女の均衡を図るよう努めること。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、第15条に規定する鴻巣市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(相談等への対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による権利侵害等に関し、市民及び事業者から相談、意見等を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(拠点施設の設定)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、

並びに市民及び事業者による取組を支援するために必要な施設の整備に努めるものとする。

(鴻巣市男女共同参画審議会)

第15条 男女共同参画を推進するため、鴻巣市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第16条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 基本計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第17条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、総務部やさしさ支援課において処理する。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年3月10日から施行する。
(鴻巣市男女共同参画審議会条例の廃止)
- 2 鴻巣市男女共同参画審議会条例（平成23年鴻巣市条例第14号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の鴻巣市男女共同参画審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱されている鴻巣市男女共同参画審議会の委員は、この条例の施行の日に、第17条第2項の規定により鴻巣市男女共同参画審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、同日における旧条例第3条第2項の規定により委嘱された鴻巣市男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

男女共同参画都市宣言

緑豊かな河川や田園

四季に咲き誇る花々

伝統工芸として伝えられる鴻巣人形

鴻巣市は人と自然と文化が調和するまちです

私たちはこの鴻巣市に誇りをもち

男女が互いに尊重しあい

その個性と能力を発揮し

性別にとらわれることなく

あらゆる分野に参画し

世代を超えて支えあい

共にいきいきと輝き

思いやりあふれるまち「鴻巣市」をめざし

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成24年3月10日

鴻 巣 市

令和3年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

発行年：令和4年3月

発行：鴻巣市総務部やさしさ支援課

〒365-8601

埼玉県鴻巣市中央1番1号

TEL 048-541-1321(代)

FAX 048-577-8466

E-mail yasasisa@city.kunosu.saitama.jp
